

---

# 男女共同参画 心くしまプラン

---

令和4年度実施状況報告書  
令和5年度実施計画書

2023

総務部男女共同参画センター

---

---

# 目次

---

---

1 男女共同参画ふくしまプランの趣旨及び位置づけ	・・・	1
2 令和4年度実施状況報告		
(1) 指標数及び評価	・・・	1
(2) 単年度評価	・・・	1
3 男女共同参画ふくしまプランの体系図	・・・	2
施策の指標	・・・	3
事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容	・・・	6

## 1 男女共同参画ふくしまプランの趣旨及び位置づけ

- ① 「福島市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、本市における男女共同参画社会形成のための基本計画として、計画期間を5年間として策定したものです。
- ② このプランの進行管理のため、福島市男女共同参画推進条例第9条第3項の規定により、毎年実施計画書及び実施状況報告書を作成して広く市民に公表することとしています。

## 2 令和4年度実施状況報告

### (1) 指標数及び評価（詳細は表1参照）

基本目標	指標数	A評価	B評価	C評価	D評価	評価対象外
I 男女共同参画の意識づくり	8	1	1	1	5	0
II あらゆる分野で誰もが活躍できる持続可能な環境づくり	13	5	1	0	4	3
III 女性活躍の推進	12	8	0	2	2	0
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	9	4	0	0	1	4
計	42	18	2	3	12	7

※A評価：達成度100%以上 B評価：80%≦達成度<100% C評価：60%≦達成度<80% D評価：達成度<60%

※男女共同参画意識調査に基づく指標の実績値については、「LINEを活用したアンケート調査」及び「福島市のまちづくりに関する市民アンケート調査」の結果の値を参考として記載。（対象：10指標）

※隔年で実施される調査の結果に基づいた指標等は、実績値が無いため評価対象外としている。（対象：7指標）

### (2) 単年度評価

#### ①基本目標I

- ・家庭生活、職場、学校教育、社会全体において、ほぼ横ばいで推移しています（参考値としての掲載項目）。
- ・人権啓発活動の一環である「あなたからのメッセージ応募作品数」については、前年度と比較して大幅に低下しています。これは、令和3年度に大規模の学校から応募があったことによるものです。  
なお、例年ベースにおいては微減に留まっているものの、今後は募集時期や方法等について、計画的かつ組織的な対応が必要と考えます。

#### ②基本目標II

- ・審議会における女性委員の参加割合は35.1%となりました。
- ・令和4年4月1日付けで女性委員が参画していない審議会等は1つありました。  
なお、この状況は令和4年7月1日付けで解消されており、現在女性が参画していない審議会はありません。

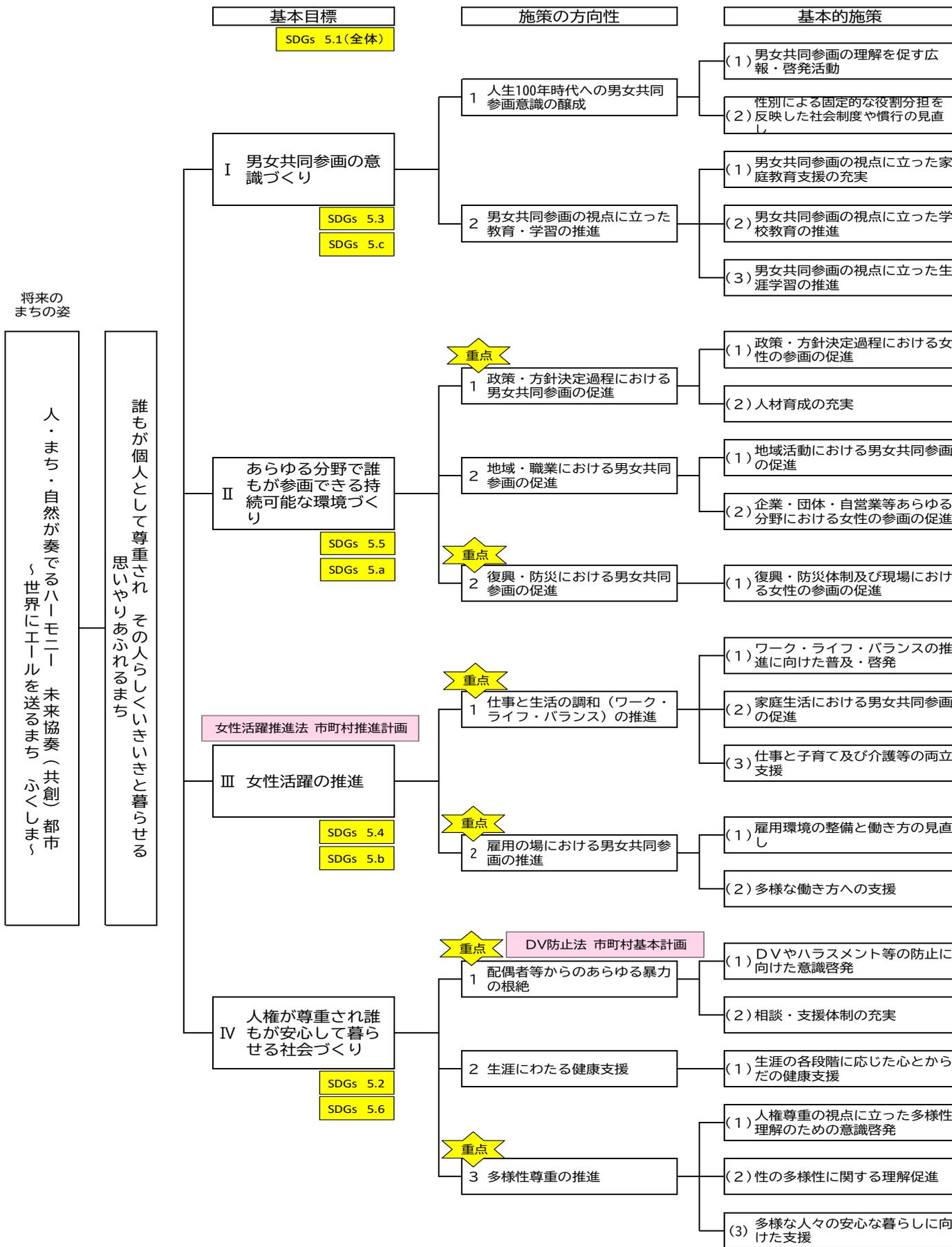
#### ③基本目標III

- ・男性の育児休業取得率は、民間企業と福島市で3割を超えています。  
本市においても、法改正等に伴う男性の育児参加が推進されていると考えられます。
- ・保育所入所の待機児童数の0継続、放課後児童クラブの待機児童数も減少していることから、女性が働く環境は着実に整備されていると考えられます。
- ・介護休業制度の取得者のあった事業所の割合は6.6%に留まっており、家庭環境や年齢等に応じた柔軟な働き方を推進する必要があります。

#### ④基本目標IV

- ・DV相談受付件数は630件であり、前年度比約1.7倍となりました。  
新型コロナとの因果関係等は不明であるが、潜在的に対象者は一定数あると考えられます。
- ・相談件数の増加の要因は、庁内各課及び関係機関との連携体制による対象者の発見、相談しやすい女性相談窓口など、女性相談機能が浸透してきた結果によるものと思われる。

### 3 男女共同参画ふくしまプランの体系図



# 施策の指標

表1

基本目標	No.	指標名	基準年度	目標値 (R3)	目標値 (R4)	目標値 (R5)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標年度	評価 (R4)
			基準値	実績 (R3)	実績 (R4)	実績 (R5)	実績 (R6)	実績 (R7)	目標値	達成率 (R4)
I 男女共同参画の意識づくり	1	家庭生活において男女平等と感じる人の割合	令和元年度	31.0%	33.0%	35.0%	37.0%	39.0%	令和7年度	D
			29.1%	28.2% (※1)	28.3% (※1)				39.0%	▲20.5%
	2	職場において男女平等と感じる人の割合	令和元年度	25.7%	27.8%	29.8%	31.9%	34.0%	令和7年度	D
			23.7%	21.4% (※1)	21.7% (※1)				34.0%	▲48.8%
	3	学校教育の場において男女平等と感じる人の割合	令和元年度	52.8%	54.8%	56.9%	58.9%	61.0%	令和7年度	D
			50.8%	45.3% (※1)	46.0% (※1)				61.0%	▲120.0%
	4	社会全体において男女平等と感じる人の割合	令和元年度	15.6%	17.7%	19.8%	21.9%	24.0%	令和7年度	D
			13.5%	9.3% (※1)	7.8% (※1)				24.0%	▲135.7%
5	性別による固定的な役割分担に反対する人の割合（全体）	令和元年度	48.2%	53.9%	59.6%	65.3%	71.0%	令和7年度	C	
		42.5%	48.1% (※1)	50.6% (※1)				71.0%	71.1%	
6	男女共同参画について「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合	令和元年度	55.0%	57.0%	59.0%	61.0%	63.0%	令和7年度	A	
		53.0%	80.3% (※1)	82.6% (※1)				63.0%	740.0%	
7	あなたからのメッセージ応募作品数	令和元年度	608作品	656作品	704作品	752作品	800作品	令和7年度	D	
		561作品	1,326作品	457作品				800作品	▲109.5%	
8	男女共生セミナーにおいて満足と答えた人の割合	令和元年度	89.6%以上	89.6%以上	89.6%以上	89.6%以上	89.6%以上	令和7年度	B	
		89.6%	87.6%	86.1%				現状値以上	96.1%	
II あらゆる分野で誰もが活躍できる持続可能な環境づくり	9	審議会における女性委員の参画割合	令和2年度	33.9%	35.4%	36.9%	38.4%	40.0%	令和7年度	B
			32.4%	34.2%	35.1%				40.0%	90.0%
	10	女性委員が参画していない審議会等の数	令和2年度	0審議会	0審議会	0審議会	0審議会	0審議会	令和7年度	A
			1審議会	1審議会	0審議会				0審議会	100.0%
	11	民間企業における女性管理職の割合	令和元年度	18.0%	18.5%	19.0%	19.5%	20.0%	令和7年度	A
			17.5%	18.9%	19.5%				20.0%	200.0%
	12	福島市役所における女性管理職の割合	令和2年度	9.3%	10.0%	10.6%	11.3%	12.0%	令和7年度	D
			8.7%	8.8%	9.1%				12.0%	30.8%
13	市内小・中・特別支援学校（公立・私立）における女性管理職の割合	令和元年度	15.5%	16.6%	17.7%	18.8%	20.0%	令和7年度	D	
		14.4%	11.0%	13.1%				20.0%	▲59.1%	
14	町内会長等に占める女性の割合	令和2年度	6.2%	7.1%	8.1%	9.0%	10.0%	令和7年度	D	
		5.3%	5.5%	5.5%				10.0%	11.1%	
15	PTA会長に占める女性の割合	令和2年度	27.5%	28.1%	28.7%	29.3%	30.0%	令和7年度	A	
		26.9%	35.9%	29.9%				30.0%	250.0%	
16	農業委員に占める女性の割合（※2）	令和2年度	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	令和7年度	—	
		16.7%	16.7%	16.7%				40.0%		

※1 5年ごとに実施する「男女共同参画に関する意識調査」に代えて実施した「LINEを活用したアンケート調査」による参考値

※2 単年度ごとの目標値の設定が困難なものについてはモニタリング指標

※3 R4年度の実績値がないものについては評価対象外

※4 5年ごとに実施する「男女共同参画に関する意識調査」に代えて実施した「福島市のまちづくりに関する市民アンケート調査」の参考値

# 施策の指標

表1

基本目標	No.	指標名	基準年度	目標値 (R3)	目標値 (R4)	目標値 (R5)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標年度	評価 (R4)
			基準値	実績 (R3)	実績 (R4)	実績 (R5)	実績 (R6)	実績 (R7)	目標値	達成率 (R4)
II あらゆる分野で誰もが活躍できる持続可能な環境づくり	17	防災会議における女性委員の割合	令和2年度	12.4%	19.3%	26.2%	33.1%	40.0%	令和7年度	A
			5.6%	14.5%	28.9%			40.0%	170.1%	
	18	消防士に占める女性の割合	令和2年度	3.0%	3.5%	4.0%	4.5%	5.0%	令和7年度	A
			2.5%	3.2%	3.6%			5.0%	110.0%	
	19	市議会における女性議員の割合	令和2年度	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	令和7年度	—
17.1%			17.1%	17.1%			モニタリング指標			
20	福島市内における女性個人業主の人数	平成28年度	1,451人以上	1,451人以上	1,451人以上	1,451人以上	1,451人以上	令和7年度	(※3)	
		1,451人	—	—			現状値以上			
21	人材リスト利用件数	令和元年度	5件	9件	12件	16件	20件	令和7年度	D	
		2件	0件	0件			20件	▲28.6%		
III 女性活躍の推進	22	仕事と生活の両立で理想と現実が一致した人の割合	令和元年度	14.2%	16.1%	18.1%	20.0%	22.0%	令和7年度	A
			12.3%	21.2% (※1)	23.6% (※1)			22.0%	297.4%	
	23	民間企業における年次有給休暇取得率	令和元年度	49.9%	52.4%	54.9%	57.4%	60.0%	令和7年度	A
			47.4%	51.4%	55.1%			60.0%	154.0%	
	24	民間企業における労働時間中、所定外労働時間数（1カ月）	令和元年度	10時間16分未満	10時間16分未満	10時間16分未満	10時間16分未満	10時間16分未満	令和7年度	A
			10時間16分	9時間2分	9時間36分			現状値未満	106.9%	
	25	福島市役所における労働時間中、所定外労働時間数（1カ月）	令和元年度	17時間12分	15時間54分	14時間36分	13時間18分	12時間	令和7年度	A
			18時間30分	16時間36分	15時間20分			12時間	121.8%	
	26	民間企業における女性の育児休業取得率	令和元年度	97.6%	98.2%	98.8%	99.4%	100.0%	令和7年度	C
			97.1%	98.3%	97.8%			100.0%	63.6%	
	27	民間企業における男性の育児休業取得率	令和元年度	8.8%	9.8%	10.9%	11.9%	13.0%	令和7年度	A
			7.8%	14.6%	30.3%			13.0%	1125.0%	
	28	福島市役所における男性の育児休業取得率	令和元年度	22.3%	26.7%	31.1%	35.5%	40.0%	令和7年度	A
17.9%			44.6%	44.6%			40.0%	303.4%		
29	保育所入所待機児童数	令和2年度	0人	0人	0人	0人	0人	令和7年度	A	
		22人	0人	0人			0人	100.0%		
30	放課後児童クラブ待機児童数	令和2年度	0人	0人	0人	0人	0人	令和7年度	C	
		23人	13人	9人			0人	60.9%		
31	育児等による退職者の再雇用制度規定率	令和元年度	26.9%	27.9%	28.9%	29.9%	31.0%	令和7年度	D	
		25.9%	20.1%	22.0%			31.0%	▲195.0%		
32	介護休業制度の取得者のあった事業所の割合	令和元年度	6.6%	7.4%	8.3%	9.1%	10.0%	令和7年度	D	
		5.8%	6.2%	6.6%			10.0%	50.0%		
33	働く女性応援認証企業数（総数）	令和元年度	49社	62社	74社	87社	100社	令和7年度	A	
		37社	60社	72社			100社	140.0%		

※1 5年ごとに実施する「男女共同参画に関する意識調査」に代えて実施した「LINEを活用したアンケート調査」による参考値

※2 単年度ごとの目標値の設定が困難なものについてはモニタリング指標

※3 R4年度の実績値がないものについては評価対象外

※4 5年ごとに実施する「男女共同参画に関する意識調査」に代えて実施した「福島市のまちづくりに関する市民アンケート調査」の参考値

# 施策の指標

表1

基本 目標	No.	指標名	基準年度	目標値 (R3)	目標値 (R4)	目標値 (R5)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標年度	評価 (R4)
			基準値	実績 (R3)	実績 (R4)	実績 (R5)	実績 (R6)	実績 (R7)	目標値	達成率 (R4)
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	34	配偶者等からの暴力被害(DV)を「受けたことがある」「身近で見聞きしたことがある」人の割合	令和元年度	24.1%未満	24.1%未満	24.1%未満	24.1%未満	24.1%未満	令和7年度	A
			24.1%	18.7% (※4)	19.5% (※4)				現状値未満	123.6%
	35	DV相談受付件数	令和元年度	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	モニタリング指標	令和7年度	—
			224件	380件	630件				モニタリング指標	
	36	健康だと思う人(男性)の割合	平成28年度	76.1%	77.1%	78.0%	79.0%	80.0%	令和7年度	(※3)
			75.2%	78.3%	—				80%以上	
	37	健康だと思う人(女性)の割合	平成28年度	80.0%	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	令和7年度	(※3)
			79.0%	82.3%	—				84%以上	
	38	乳がん検診受診率(40~64歳)	平成28年度	49.3%	50.7%	52.1%	53.5%	55.0%	令和7年度	D
47.9%			44.3%	49.1%				55%以上	42.9%	
39	子宮頸がん検診受診率(40~64歳)	平成28年度	46.6%	47.4%	48.3%	49.1%	50.0%	令和7年度	A	
		45.8%	44.5%	50.9%				50%以上	318.8%	
40	自殺者の数(人口10万対)	平成30年度	15.2人	14.2人	13.1人	12.1人	11.1人	令和7年度	(※3)	
		16.3人	14.6人	—				11.1人		
41	性的指向への理解(同性を好きになることも性の多様性として認めるべきだと思う人の割合)	令和元年度	66.7%	68.8%	70.8%	72.9%	75.0%	令和7年度	A	
		64.7%	82.3% (※1)	85.4% (※1)				75.0%	504.9%	
42	性的少数者への理解(「LGBT」という言葉や意味を知っている人の割合)	令和元年度	48.8%	50.8%	52.9%	54.9%	57.0%	令和7年度	A	
		46.8%	72.0% (※1)	76.4% (※1)				57.0%	740.0%	

※1 5年ごとに実施する「男女共同参画に関する意識調査」に代えて実施した「LINEを活用したアンケート調査」による参考値

※2 単年度ごとの目標値の設定が困難なものについてはモニタリング指標

※3 R4年度の実績値がないものについては評価対象外

※4 5年ごとに実施する「男女共同参画に関する意識調査」に代えて実施した「福島市のまちづくりに関する市民アンケート調査」の参考値

## 1) 各年度ごとの目標値の設定方法

原則として、目標値から基準値を差し引き、計画期間(5年間)で除する。

## 2) 達成率の計算方法

指標類型【42指標】	達成率の計算方法	該当指標
(1) 基準値より増加、もしくは減少することを目標とする指標【35指標】	$(\text{評価年度実績値} - \text{基準値}) \div (\text{評価年度目標値} - \text{基準値}) \times 100(\%)$	1~7、9~15、17~18、21~23、25~33、36~42
(2) 基準値(目標値)を維持すること目標とする指標【2指標】	$\text{評価年度実績値} \div \text{評価年度目標値(基準値)} \times 100(\%)$	8、20
(3) 基準値(目標値)未満を目標とする指標【2指標】	$\text{評価年度目標値(基準値)} \div \text{評価年度実績値} \times 100(\%)$	24、34
(4) モニタリング指標【3指標】	目標値の設定がないことから、達成率の計算が困難なため評価を行わない。	16、19、35

## 3) 評価区分

達成率	区分
達成率100%以上	A
80% ≤ 達成率 < 100%	B
60% ≤ 達成率 < 80%	C
達成率 < 60%	D

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）
I 男女共同参画の意識づくり							
1 人生100年時代への男女共同参画意識の醸成							
(1) 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動							
			① 男女平等、男女共同参画を推進するための法律、制度についての広報・周知	女性の権利に関連する国内法令等を誰もが理解しやすい形で広報します。	○男女共同参画センター内の情報コーナーへ関係資料の掲示・配置、男女共同参画センター公式インスタグラムへ関連情報を発信した。	男女共同参画センター内の情報コーナーへ関係資料の掲示・配置、男女共同参画センター公式インスタグラムへ関連情報の発信により広報・周知を図る。	男女共同参画センター
			② 差別や権利侵害に対する相談窓口や救済機関等の情報提供	権利が侵害された場合の相談窓口や救済機関等の情報提供に努めます。	○男女共同参画センター内の情報コーナーへ関係資料の掲示・配置、男女共同参画センター公式インスタグラムへ関連情報を発信したほか、人権擁護委員や相談窓口について市政だよりやホームページを通じて広報・周知した。	男女共同参画センター内の情報コーナーへ関係資料の掲示・配置、男女共同参画センター公式インスタグラムへ関連情報を発信するほか、人権擁護委員や相談窓口について市政だよりやホームページを通じて広報・周知を図る。	男女共同参画センター
			③ メディア・リテラシーの向上のための支援・啓発	講座等により、情報そのものを主体的に収集、判断できる能力の育成に努めます。  メディア・リテラシーについて周知します。	○男女共同参画等に関する出前講座を開催し、正確な情報を提供した。  ○表現の手引きをホームページに掲載し、男女共同参画の視点からメディアリテラシーについて周知した。 ▲発行から20年経過しているため、時代に合った表現について内容を再検討する必要がある。	情報の収集・整理を行いながら、正確な情報の提供に努める。  他課との連携を図りながら、表現の手引きについて時代に合った内容に見直し、Webマガジン「ふくしまさんかく通信」や男女共同参画センター公式インスタグラムなどを活用した情報提供を図る。	男女共同参画センター
			④ 男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの周知	男女共同参画の視点から、市で作成する刊行物において、性別にとらわれない男女の多様なイメージを積極的に取り入れるため、策定したガイドラインを周知します。	○庁内ネットワーク上で「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を常時閲覧できるよう掲載した。 併せて、他自治体の作成内容を調査研究しながら、時代に合った内容について検討を進めた。 ▲発行から20年経過しているため、時代に合った表現について内容を再検討する必要がある。	他課との連携を図りながら、表現の手引きについて時代に合った内容に見直し、庁内ネットワーク上へ掲載することで広報・周知を図る。	男女共同参画センター
			⑤ 青少年健全育成推進会議	市の刊行物に関するガイドラインを民間等に広く周知するとともに、これを主体的に規範として取り入れることを奨励します。  各地区の活動により、青少年の健全育成を推進します。	○市ホームページ上に市が作成した「男女共同参画の視点からの表現の手引き」及び、県が作成した「県政広報物表現ガイドライン」を掲載した。  ○市内44地区推進会、8地区連絡会において清掃活動や標語コンクール、地区補導活動、研修会など、青少年の健全育成推進活動を実施した。	これまでの取組に加え、Webマガジン「ふくしまさんかく通信」や男女共同参画センター公式インスタグラムなどを活用した情報提供を図る。	子ども政策課
(2) 性別による固定的な役割分担を反映した社会制度や慣行の見直し							
			① 市政情報提供の充実	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努めます。	○記事の読み上げ機能や多言語翻訳機能を有する情報配信サービスを活用し、市政だよりをはじめとする様々な広報媒体の配信に努めた。 ▲スマートフォンやタブレット世代の若年層から、高齢者や障がい者、外国人など世代を問わず、いかに読みやすく伝わりやすい閲覧環境を提供するかが課題である。	広報情報モニターやLINEアンケート等からの意見を市の様々な広報媒体へ反映させ、適時・適確で効果的な広報につなげる。	広聴広報課
			② 性別役割分担意識を反映した社会制度などの見直し	職場、家庭、地域等あらゆる分野における慣習・慣行について、性別の偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかけます。	○男女共同参画の理解を深めるための資料やポスターを男女共同参画センター内の情報コーナーへ配置、男女共同参画センター公式インスタグラムへ関連情報を発信した。	男女共同参画センター内の情報コーナーへ関係資料の掲示・配置、男女共同参画センター公式インスタグラムへ関連情報の発信により情報提供を図る。	男女共同参画センター
			③ 男女共同参画に関する認識を深めるための啓発	男女共同参画に関する認識を深めるための情報や、女性のおかれた状況を客観的に把握できる統計情報を収集し、提供に努めます。	○男女共同参画センター内の情報コーナーにおいて、関連図書の内容を貸し出したほか、他市町村が発行する男女共同参画関連の機関紙を100種以上掲示するなど、関連情報を提供した。 ▲関連図書について利用が少ない。	これまでの取組に加え、男女共同参画センター公式インスタグラムなど活用し情報コーナーの周知を図るなど、情報提供に努める。	男女共同参画センター

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）
I 男女共同参画の意識づくり							
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進							
(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実							
			① 情報紙の発行	男女共同参画について理解を深めてもらうため、市民が編集委員となって作成する情報紙を発行します。	○情報紙「さんかくBook」をWebマガジン「ふくしまさんかく通信」としてリニューアルし、デジタルを中心に男女共同参画に関する情報を発信した。 ・ふくしまさんかく通信：第1～6号 ・4コマ漫画：第1～6号	Webマガジン「ふくしまさんかく通信」をホームページや男女共同参画センター公式インスタグラムなどを活用し情報提供を図る。	男女共同参画センター
			② 講演会、講座等の開催	男女共同参画の視点を踏まえたテーマによる講演会や講座を開催します。	○各種講座等を開催し、男女共同参画意識の醸成を図った。 ・男女共生セミナー 183名(1回) ・姉妹のようにつながる起業チャレンジ 46名(6回) ・みんなの働き方会議 14名(4回)	男女共同参画意識の醸成を図るため、引き続き、各種講座等を開催する。	男女共同参画センター
			③ 男女共同参画のメッセージ作品募集事業	男女共同参画意識の醸成のため、メッセージ作品を募集し、表彰します。	○457点の作品応募があり、表彰式を実施した。男女共生セミナー等、多くの市民が参加する事業開催時に作品を展示した。併せて、入賞作品を市ホームページ上へ掲載するなど、男女共同参画意識の醸成と啓発に努めた。	事業の効果的な実施と、より多くの参加者からの募集、入賞作品の活用方法について検討する。	男女共同参画センター
			④ 活動の機会や場の提供	男女共同参画を進める団体、グループ等に活動の場と機会を提供し、活動が充実するよう支援します。	○男女共同参画を推進する団体に対し、会議室の貸出、関連情報を提供した。	男女共同参画を推進する団体に対し、会議室の貸出、関連情報の提供を継続して行う。	男女共同参画センター
			⑤ 男女共同参画に関する相談事業	男女共同参画に関する諸問題について関係機関と連携を取り、電話や来所による相談に対応します。	○関係機関と連携を図りながら、男女共同参画に関する相談等へ対応した。	引き続き、関係機関と連携を図りながら、男女共同参画に関する相談等への対応に努める。	男女共同参画センター
			⑥ すこやかテレホン相談事業	青少年及び保護者の悩み事などの電話相談を行います。	(事業休止)	(事業休止)	こども政策課
			⑦ 家庭教育学級・講座の開催	男女共同参画の視点に立った家庭教育が行われるよう、家庭教育学級や講座を開催します。	○21学級・15講座 学級等数(親子):714人 延べ:279回・4,696人(講座も含む) (内 男性参加講座等:4講座 男性参加者数:22人) ・各学習センターにおいて特色ある学級・講座を開設した。男性の参加を促すため、開催日時を土日又は夜間等に開催し参加しやすい講座を設定した。令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、開催の見合わせも多く、開催回数・参加人数が減少した。 ▲父親参加型の講座についての取り組み事例がなかなか増えない。 ・平日の参加が難しい状況をクリアしなければならない。 ・周知のためにSNSを活用する必要がある。	<父親参加型講座の企画> ・パパと子どもの料理教室(土日開催) ・親子参加型新規事業(親子で一緒に食べ物づくり)の開催 ・開催日の工夫(2～4歳児対象事業は土日開催)	生涯学習課
			⑧ 語り合いネットワーク推進事業	学校、PTA主催の男女共同参画の視点に立った子育てに関する学習に対して情報を提供するとともに、講師を派遣し支援します。	○開催校(幼稚園5園・小学校2校)参加者数283人 ▲コロナ感染症が収束することを想定し園長や校長会に継続して働きかけを行う必要がある。 ・HPなどを活用しさらなる周知を図る。	実施目標は10校(園)とする。 男女共同参画の視点に立った家庭教育講師情報の収集	生涯学習課

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）
I 男女共同参画の意識づくり							
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進							
(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実							
			⑨ 青年学級（ヤングカレッジ）・青年教育講座、少年学級・講座の開催	青少年を対象にした学級等において、男女共同参画の視点を取り入れて講座や教室を開催します。	○【少年教育】26学級・39講座 学級生376人 延べ：397回・5,401人（講座も含む） ・学習センターにおいて心身ともに健全な人間形成を図るため、地域の人材等の協力を得ながら年齢に応じた様々な形態（教室・講座、世代間交流事業等）・内容の事業を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により開催回数・人数共に減少した令和3年度に比べれば、令和4年度は増加が見られた。 ▲引き続き、世代間交流を始めとして、地域の特性やつながりを意識した事業展開を図る。また、全体としては参加者数が減少傾向にあるため、学習センターでしか体験できないような事業内容の検討や魅力の発信を行う必要がある。 ○【青年教育】2学級・6講座 学級生：54人 延べ：89回・1,171人（講座も含む） ・学習センターにおいて青年期における自己確立と仲間づくりのため学習・交流機会を提供した。少年教育同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和3年度に比べれば、開催回数・参加人数が増加した。 ▲ヤングカレッジ（学級）が青年の実情と合わなくなっており、学級生数が年々減少している。多様な青年の参加を促し、学習センターに足を運んでもらうため、対象年齢や事業形態を地域の実情に合わせて柔軟に対応できるように見直し、ヤングカレッジとしての開設は3館で実施、その他の館ではヤングカレッジという名称・形態にこだわらず、方部別・合同開催など地域の実情に応じた講座等を行い、学習センターへの利用を促していく。	学級や講座内容の周知方法や開催日時等を検討し参加を促し、更なる参加者の増加に努める。 近年多様化する社会情勢の変化に対応した学習や、夏季休業期間における児童生徒の居場所や宿題支援を行い、普段は足を運ばないような児童生徒にも学習センターを訪れてもらうきっかけとする。 地域活動や世代間交流等の地域の人々との関わり合いを通じて地域への愛着心や地域理解を深め、地域の特性やつながりを意識した事業展開を図り、地域社会全体で青少年育成を推進する。	生涯学習課
			⑩ 家庭教育相談事業	幼児、小学生、中学生の保護者の家庭生活や教育上の諸問題について、電話や来館による随時相談に対応します。	○家庭教育学級（講座）の中で必要に応じ保護者にアドバイスを行った。 ▲引き続き、家庭教育学級（講座）の中で必要に応じ保護者にアドバイスを行うとともに、市民に周知を図る。	幼児、小学生、中学生の保護者の家庭生活や教育上の諸問題について、電話や来館による随時相談の対応を行う。各学習センターへの啓発と市民への周知を行う。 ・館長会議 ・生涯学習指導員会議 ・地区だより（館だより）を利用した地域への周知	生涯学習課
(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進							
			① 男女共同参画の視点に立った教科指導の充実	教師、児童・生徒のかかわりを大切に、男女協力による学習指導の実践に努めます。	○性別によることなく、児童・生徒が互いに尊重し合いながら協力して学習に取り組む機会を設けることで、学習指導の充実を図ることができた。	児童・生徒の発達の段階に応じ、男女が協力して取り組むことの意義を実感できるような学習指導の工夫と改善を図る。	学校教育課
			② 道徳教育の充実	男女の信頼、協力、人権尊重を大切にした道徳教育の実践に努めます。	○道徳教育の目標を踏まえ、人間としての生き方についての自覚を深め、道徳実践につなげるよう授業の改善に努めた。	児童・生徒の発達段階を踏まえるとともに、実態を把握した上で、学校の教育活動全体を通して行う道徳教育の要としての役割を果たすよう人権尊重について計画的・発展的に指導する。	学校教育課
			③ 特別活動の充実	男女の共同、相互理解を深める特別活動の実践に努めます。	○学級活動や児童会活動、生徒会活動、クラブ活動において、自発的、自治的活動を重視し、対象となる集団の諸問題を、多様な意見のよさを生かして、互いに認め生かし合いながら解決する活動を積み重ねることを重視した。	豊かな人間関係や親和的な集団を構築するために、更なる自発的、自治的な活動の充実を図る。	学校教育課

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）
I 男女共同参画の意識づくり							
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進							
(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進							
			④ 総合的な学習の時間の充実	男女共同による「生きる力」を育む総合的な学習の時間の実践に努めます。	○総合的な学習の時間の目的を踏まえ、男女が協力しながら取り組む学習活動の充実を図ることができた。	学校や地域の実態に応じた総合的な学習の時間の内容の充実を図るとともに、教科横断的な視点を基に、探求のプロセスを重視した学習の充実に努める。	学校教育課
			⑤ 教科における人権教育の充実	体育（保健体育）科、家庭（技術・家庭）科等の学習を通して、男女の相互理解、思いやり等人間尊重、男女平等の精神を養います。	○技能教科を中心に男女共習での学習を行い、体力や技能及び性別の違いを認めながら、仲間とともに学ぶ体験の機会を確保した。	人権教育と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にし、それらが有機的・相乗的に効果を上げることができるよう指導の充実を図る。	学校教育課
			⑥ 道徳、特別活動、総合的な学習の時間における人権教育の充実	道徳、特別活動、総合的な学習の時間での指導を通して、人間尊重、男女平等の精神を養います。	○道徳科や特別活動、総合的な学習の時間等を相互に関連させることで、多様性を認め相手を尊重しながら行動する態度を育成することができた。また、「いじめ」「LGBTQ」「ジェンダー平等」などの今日的な課題を含め人権尊重の理念を共有することができた。	「LGBTQ」「ジェンダー平等」などの今日的な課題を含め、全教員が人権尊重の理念を共有して指導できるよう、研修の充実を図るとともに、人権を尊重する意識を高めるための指導内容等について、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間の学習との関連を図りながら、全教職員が共通理解のもと指導する。	学校教育課
			⑦ 性別にとらわれないキャリア教育の充実	学校教育全体を通して、系統的な進路指導の展開に努め、性別にとらわれない職業意識の拡充を図ります。	○学校教育全体を通して、男女の相互理解、思いやり等人間尊重、男女平等の精神を養うとともに、系統的な進路指導に努め、性別にとらわれない職業意識の拡充を図った。	学校教育全体を通して、性別にとらわれないキャリア教育の視点を取り入れた指導を実施し、人間形成能力や社会形成能力を育てる。	学校教育課
				小・中学校における連続した児童・生徒の育ちを見取り、職業観の育成に努めます。	○中学生ドリームアップ事業では、体験を通して職業人に学ぶことで、性別にとらわれず、自己の将来を考える機会を設定した。	小・中学校で継続したキャリアパスポートの活用を図ることで、系統的なキャリアプランニング能力を育成する。	学校教育課
			⑧ 教育相談の充実	性に関する指導や交友関係等きめ細かな相談体制の確立と指導の充実を図ります。	○学校配置のスクールカウンセラー（小21校・中19校）やハートサポート相談員6名、教育研修課のスクールカウンセラー3名による心理面からの相談体制、スクールソーシャルワーカー3名による社会福祉面からの相談体制及び医療機関との連携により、児童生徒が抱える複雑化・多様化した心身の悩みに、きめ細やかなサポートを実施した。	教育研修課のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーそれぞれ3名体制を維持し、きめ細やかな相談体制を継続し、心のケアに努める。関係機関との連携をさらに図り、児童生徒理解を深めるとともに、家庭環境等の改善に努める。医療相談を実施し、専門医からの助言を悩みを抱える児童生徒の支援に生かす。	教育研修課
			⑨ 男女共同意識に立った指導の充実	男女共同による責任ある行動がとれる子どもの育成を目指す指導の充実を図ります。	○児童生徒が自ら課題をもち、自ら行動を選択・決定し、責任を持ち実行するという経験を通して、学校生活が充実することができる支援・援助について働きかけることができた。	発達段階に応じて、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図る。	学校教育課
			⑩ ボランティア教育の推進	男女共同意識とともに、ノーマライゼーション意識を育む特別活動や総合的な学習の時間等でのボランティア活動の充実に努めます。	○学校や地域の実態に応じて特別活動や総合的な学習の時間を中心に奉仕的な活動を行った。また、活動を通して、ノーマライゼーション意識を向上させることができた。	児童生徒が身近な地域で行えるボランティア活動を考え、自主的に取り組めるよう指導する。	学校教育課
			⑪ 家庭への意識啓発	男女共同意識、性教育等について家庭への啓発に努めます。	○男女共同意識の醸成に関する授業や、養護教諭と連携した性に関する指導について、学校便りや保健便り、ホームページに掲載して家庭への啓発を図った。 ▲新型コロナウイルス感染症の影響で、授業参観や地域・保護者に参加を呼び掛ける講演会等を実施する機会が少なかった。	男女平等に関わる学校での取組内容や学習で見られた児童生徒の反応、学校生活で見られる児童生徒の男女平等に関わる行動、男女共同参画の機会を充実させる取組などを、お便りやホームページなどで発信し、家庭や地域社会に働きかける。	学校教育課
			⑫ 教職員の校内研修の充実	校内研修により教職員の男女共同意識の高揚に努めます。	○教職員の意識を高める校内研修において、研修内容の1つの視点として、性差に対する思い込みをなくしていくような内容を盛り込んだ。	引き続き校内服務倫理委員会等の機会をとらえ、性差に関する画一的な判断や評価をすることがないよう研修の充実を図る。	学校教育課
			⑬ 男女共同参画の校内組織の充実	男女共同参画意識を高める校内組織の充実と活性化を図ります。	○校内の組織編制において、各組織のメンバー構成に男女の偏りがないよう努めた。	校内組織編制にあたり、引き続き男女の偏りを減じ、共同して職務にあたるよう配慮する。	学校教育課

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）
I 男女共同参画の意識づくり							
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進							
(3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進							
			① 男女共同参画の学習支援	関係機関と連携し、地域・職場等で開催する男女共同参画に関する学習会を支援します。	○男女共同参画等に関する出前講座を開催した。 ・対象：市民 開催：1回 参加者：28名 ○男女共同参画等に関する市職員研修を開催した。 ・対象：職員 開催：1回 参加者：70名	引き続き、関係機関と連携し、男女共同参画出前講座の開催を通じて、地域・職場等の男女共同参画の学習を支援する。	男女共同参画センター
			② 男女共同参画講座、女性学級、女性講座等の開催	学級、講座等の学習機会の提供を図るとともに、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れます。	○【女性学級、女性講座】 27学級・2講座学級生：462人延べ：340回・2,863人（講座も含む） ・学習センターにおいて、個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野への参画を支援した。内容については、女性教育指導員会議において、市の施策や課題などから取り組むべき内容を精査し「統一学習テーマ」を設け、地域社会や健康、防災など身近な課題に焦点をあてて全ての学級で取り組んだ。 また、女性学級リーダー研修会や女性学級交換懇談会、レディスジャンプ（同方部地区館同士の交流）を通じて地域の女性リーダー育成と、他地域の女性団体との交流の機会を設け、リーダーとしてのスキルアップを図った。 ▲学級生の高齢化・固定化が挙げられる。 ○【女性大学】 全4回 延べ人数：254人 4回の連続講座として、福島市婦人団体連絡協議会と福島市教育委員会の共催で、会員及び一般市民（女性）を対象に、個人の資質向上と地域や団体での活動に生かすことを主な目的に、現代的・社会的課題や地域の課題、女性共通の課題等を学ぶ機会として女性大学を開催した。令和4年度は新型コロナウイルス感染防止対策のための人数制限により参加人数が減少した。 ▲身近で社会情勢の変化に対応した話題をテーマ設定し、これまで以上に参加しやすい講座を行う。	学習内容・募集方法・学習場所や時間等について配慮し、働く女性や若い女性の参加促進に務める。地域課題や、生活課題、現代的・社会的課題の学習を中心にしながら、さらに専門知識や技能の習得等の主体的な学習を取り入れ、社会情勢の変化に対応し地域で活躍できる人づくりに努める。また、ライフステージにおける男女共同参画の視点についての学習を取り入れ、多様な選択の理解を深める意識の醸成を図る。	男女共同参画センター・生涯学習課
			③ 社会教育指導者への男女共同参画研修	女性学級や女性団体等の各種リーダー研修会に、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れます。	○【女性学級、女性講座】 27学級・2講座学級生：462人延べ：340回・2,863人（講座も含む） ・学習センターにおいて、個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野への参画を支援した。内容については、女性教育指導員会議において、市の施策や課題などから取り組むべき内容を精査し「統一学習テーマ」を設け、地域社会や健康、防災など身近な課題に焦点をあてて全ての学級で取り組んだ。 また、女性学級リーダー研修会や女性学級交換懇談会、レディスジャンプ（同方部地区館同士の交流）を通じて地域の女性リーダー育成と、他地域の女性団体との交流の機会を設け、リーダーとしてのスキルアップを図った。 ▲学級生の高齢化・固定化が挙げられる。 ○【女性大学】 全4回 延べ人数：254人 4回の連続講座として、福島市婦人団体連絡協議会と福島市教育委員会の共催で、会員及び一般市民（女性）を対象に、個人の資質向上と地域や団体での活動に生かすことを主な目的に、現代的・社会的課題や地域の課題、女性共通の課題等を学ぶ機会として女性大学を開催した。令和4年度は新型コロナウイルス感染防止対策のための人数制限により参加人数が減少した。 ▲身近で社会情勢の変化に対応した話題をテーマ設定し、これまで以上に参加しやすい講座を行う。	学習内容・募集方法・学習場所や時間等について配慮し、働く女性や若い女性の参加促進に務める。地域課題や、生活課題、現代的・社会的課題の学習を中心にしながら、さらに専門知識や技能の習得等の主体的な学習を取り入れ、社会情勢の変化に対応し地域で活躍できる人づくりに努める。また、ライフステージにおける男女共同参画の視点についての学習を取り入れ、多様な選択の理解を深める意識の醸成を図る。	生涯学習課

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）
II あらゆる分野で誰もが参画できる持続可能な環境づくり							
1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進							
(1) 政策・方針決定過程における女性の参画の促進							
			① 市政を身近なものとするための広報活動の推進	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の提供に努めます。	○記事の読み上げ機能や多言語翻訳機能を有する情報配信サービスを活用し、市政だよりをはじめとする様々な広報媒体の配信に努めた。 ▲スマートフォンやタブレット世代の若年層から、高齢者や障がい者、外国人など世代を問わず、いかに読みやすく伝わりやすい閲覧環境を提供するかが課題である。	広報情報モニターやLINEアンケート等からの意見を市の様々な広報媒体へ反映させ、適時・適確で効果的な広報につなげる。	広聴広報課
			② 自治振興協議会への女性の参画促進	市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取し施策に反映させる目的で開催する自治振興協議会への女性の参画を促進します。	○全18会場の女性参加割合：34.9%	引き続き、市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取し施策に反映させる目的で開催する自治振興協議会への女性の参画を促進し、3割の参加を常態化する。	地域共創課
			③ 女性職員の職制への積極的登用	女性職員の職制への登用を積極的に進めるとともに、その拡大を図ります。	○人事異動等に関する意向調査を実施のうえ、性別にとらわれず、職員の能力や経験、適性、意欲に主眼を置く取り組みを進めた。 ・職制へ登用した女性職員数（R5.4.1）14名 ・管理的地位に占める女性職員の割合（R5.4.1）16.2%	引き続き女性職員の積極的登用を進める。女性職員について、積極的に外部研修機関への派遣を行い、幹部候補の育成を行う。	人事課
			④ 性別にとらわれない採用・配置・昇進の推進	募集、採用の均等な機会を確保するとともに、職場の拡大を図ります。	○女性職員が少ない職場にも積極的に女性職員を配置することにより、性別を理由とする担当業務の固定化を防ぎ、女性が活躍することができる職場の拡大を図った。	所属の男女比率も考慮しつつ、女性職員の配置先について拡大を図る。	人事課
				女性職員のキャリアアップ研修の充実を図ります。	○女性キャリアアップ応援セミナーを、係長職1年目の女性職員を対象に実施した（9名）。 ○採用後「10年目職員研修」として、キャリアデザインに関する研修を、性別を問わずに実施した。		・女性キャリアアップ応援セミナーを、係長職1年目の女性職員を対象に実施する。 ・採用後「10年目職員研修」として、キャリアデザインに関する研修を、性別を問わずに実施する。
			⑤ 審議会等への女性委員参画促進のための環境整備	附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づく各種審議会等委員の選出区分・開催方法などの環境を整え、また、幅広い分野からの参画を進めるために公募制度を取り入れるなど、女性委員の参画促進につなげます。	○附属機関等の設置要綱等を把握しながら、各課への説明に努めた。 ○参画割合について公表しながら、全庁的な達成にむけて取り組んだ。 ▲充て職が多いこと、専門分野における人材の掘り起しが不十分等、目標達成のための課題が残った。	各課の参画割合の向上を図りながら、全庁的な割合の向上に努める。	総務課・男女共同参画センター・関係各課
			⑥ 審議会等の女性委員の参画割合の設定	審議会等への女性委員の参画割合の目標値を40%、女性委員が参画していない審議会等の数の目標値を0とし、定期的に調査するとともに、その結果を公表し、女性の参画を計画的に進めます。	○審議会等における女性の参画割合を調査し、その結果を公表し、目標達成に向けて取り組んだ。 <令和4年4月1日現在>35.1% <令和3年4月1日現在>34.2%	目標値（40%）の達成に向け、委員改選を予定する審議会や目標を下回る審議会等の所管課に対し参画率向上を促す。	男女共同参画センター
			⑦ 男女共同参画人材リストの整備・活用	各分野において男女共同参画に関する知識を持つ人材を男女共同参画人材リストへ登録し、各種審議会等に人材情報として紹介します。	○令和5年3月末現在86人が登録。	各種審議会等へ人材情報として紹介する。	男女共同参画センター
(2) 人材育成の充実							
			① 人材育成のための研修機会の提供	男女共同参画を推進する実行力のあるリーダー的人材を養成するための講座等を充実させます。また、女性が話し合いの技術を学びながら理想の職場づくり等のスキルを身に付けるための講座も開催します。	○みんなの働き方会議を開催し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、個人の意識向上及び企業の課題発見や解決、働きやすい・自分らしい生活を営む職場づくりについて考える機会を提供した。 ・対象：企業等への勤務者 開催：4回 参加者：14名（10社）	ダイバーシティの考え方をトップの意思決定に反映させるため、経営向けのセミナーを開催する。	男女共同参画センター
			② 女性団体等との懇談会の開催	男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画を推進する女性団体代表者等との懇談会を開催します。	○女性団体で開催する会議等で、女性団体の取り組みや女性活躍に関する市政等の情報を共有した。	引き続き、女性団体と情報を共有することで、男女共同参画の推進に努める。	男女共同参画センター

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）		
II	あらゆる分野で誰もが参画できる持続可能な環境づくり	2	地域・職業における男女共同参画の促進	(1) 地域活動における男女共同参画の促進					
				①	市政情報提供の充実【再掲】	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努めます。	○記事の読み上げ機能や多言語翻訳機能を有する情報配信サービスを活用し、市政だよりをはじめとする様々な広報媒体の配信に努めた。 ▲スマートフォンやタブレット世代の若年層から、高齢者や障がい者、外国人など世代を問わず、いかに読みやすく伝わりやすい閲覧環境を提供するかが課題である。	広報情報モニターやLINEアンケート等からの意見を市の様々な広報媒体へ反映させ、適時・適確で効果的な広報につなげる。	広聴広報課
				②	自治振興協議会への女性の参画促進【再掲】	市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取し施策に反映させる目的で開催する自治振興協議会への女性の参画を促進します。	○全18会場の女性参加割合：34.9%	引き続き、市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取し施策に反映させる目的で開催する自治振興協議会への女性の参画を促進し、3割の参加を常態化する。	地域共創課
				③	市民活動支援事業	市民活動サポートセンターを拠点として各種事業を実施します。	○【委託講座】 市民活動ステップアップ講座 3回 NPOマネジメント講座 4回 講演会 1回 ○【自主講座】 8回 ○【その他の事業】 協力講座 1回 ふくしまNPO経営ゼミ ふくしま市民活動フェスティバル2022 広報紙発行 1,800部	【委託講座】 市民活動ステップアップ講座 3回予定 NPOマネジメント講座 4回予定 講演会 1回予定 【自主講座】 8回予定 【その他の事業】 協力講座 1回予定 ふくしまNPO経営ゼミ ふくしま市民活動フェスティバル2023 広報紙発行 1,800部	地域共創課
				④	ボランティア活動の支援	ボランティア活動に関する情報を収集し、提供します。	○市民活動サポートセンターにおいて市民活動団体のボランティア募集情報を収集し提供した。	引き続き市民活動サポートセンターにおいて市民活動団体のボランティア募集情報を収集し、希望者に提供する。	地域共創課・ 産業雇用政策課
				⑤	男女共同参画の学習支援【再掲】	関係機関と連携し、地域・職場等で開催する男女共同参画に関する学習会を支援します。	○男女共同参画等に関する出前講座を開催した。 ・対象：市民 開催：1回 参加者：28名 ○男女共同参画等に関する市職員研修を開催した。 ・対象：職員 開催：1回 参加者：70名	引き続き、関係機関と連携し、男女共同参画出前講座の開催を通じて、地域・職場等の男女共同参画の学習を支援する。	男女共同参画 センター
				⑥	地域における女性団体への支援	福島市婦人団体連絡協議会を支援します。	○補助金の交付を行い研修会・講座に活用した。補助金の交付を行うことで福島市における女性団体の知識の向上に努めた。 ・女性大学講座の共催事業は、企画の段階から職員が加わりより良い企画になるようアドバイスした。また、団体が決定した講師の派遣に対する事務的業務を行った。 ・女性大学講座の共催事業については、これまで同様企画段階から参画し、更に充実した内容を検討できるようアドバイスした。 ・全4回 延べ人数：254人 ▲新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が一部制限されるなか、有効的な補助金活用を行う必要がある。	引き続き補助金の交付を行い、福島市における女性団体の知識の向上に努める。女性大学講座の共催事業については、これまで同様企画段階から参画し、更に充実した内容を検討できるようアドバイスをする。	生涯学習課

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）		
II	あらゆる分野で誰もが参画できる持続可能な環境づくり	2 地域・職業における男女共同参画の促進	(2) 企業・団体・自営業等あらゆる分野における女性の参画の促進						
			① 女性起業の促進	女性が起業するきっかけづくりとなる講座や情報提供などを行います。	○「ふくしま起業女子応援事業」として、知識習得のための講座、先輩女性起業家と交流するカフェや講座を開催した。 ・対象：市民 開催：6回 参加者：46名	支援内容を充実させ、起業実現に向けて継続的に支援する。	男女共同参画センター		
			② 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	○ハローワークより提供される求人情報を窓口に設置し、来庁者に情報を提供した。 ○えふWORKに訓練制度のパナーを設置し、周知に努めた。	引き続き、求人情報の提供・訓練制度の周知に努める。	産業雇用政策課		
			③ 職業相談事業の充実	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図ります。	○ハローワークや関係機関と連携し、市主催事業に出張相談コーナーを設けて事業の充実を図った。 ○勤労者福祉施設等には、随時情報を提供して事業の周知を図った。	引き続き、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等には情報提供をして事業の周知を図る。	産業雇用政策課		
			④ 起業に関する情報提供	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供します。	○関係機関等と連携し商工会議所等が主催する創業スクール開催情報を市ホームページ等で発信した。	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供する。	商工業振興課		
			⑤ 女性創業者に対する支援	創業融資を受けた際の利子2年間全額補助します。	○女性の創業者を支援するため、創業融資に対する利子を全額補助し、創業にかかる経済的負担の軽減を図った。前年度から5件増の19件の補助を実施した。	創業融資を受けた際の利子2年間分を全額補助する。	商工業振興課		
			⑥ 家族経営協定締結の推進	農作業分担、家事、育児、介護、休日、報酬など、家族の就業条件について協定を結ぶことで、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境を整備します。	○令和4年度締結の7協定に、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境整備との内容が含まれていた。	関係機関と連携を図り、農業者への情報提供・締結候補者のリストアップを行うことで、家族経営協定締結を推進する。	農業企画課		
			⑦ 農業、農村における女性団体活動の支援	各種研修会等の開催に対し支援協力します。	○女性農業者に対し、農業者同士の情報交換や支援事業に対する意見収集を行う会合を開催した。 ▲開催時期や内容を検討し、より多くの方に参加してもらうよう努める。 ○農産加工活動団体に対し、直売イベント等の情報提供や出店などの支援を行った。 ▲会員の高齢化。	女性農業者に対し、農業者同士の情報交換や支援事業に関する意見収集を行う会合を開催する。 農産加工活動団体に対し、直売イベント等の情報提供や出店などの支援を行う。	農業企画課・ 農業振興課		
			⑧ 農業、農村における女性農業者起業活動の支援	女性農業者が行う起業活動等へ支援協力します。	○食品事業者や6次化に取り組む農業者に対し、農産加工施設の学習会やセミナー・交流会などを実施した。 ▲開催時期や内容を検討し、より多くの方に参加してもらうよう努める。	食品事業者や6次化に取り組む農業者に対し、交流会等を実施する。	農業企画課・ 農業振興課		
			⑨ 農業委員への女性の参画促進	女性の視点を生かした持続可能な農業経営の発展や女性農業者が活躍できる基盤づくりを促進するため、女性が農業委員として参画できる環境を整えます。	○令和5年7月の委員改選へ向け、女性農業委員等選任を推進するための検討会を設置し、具体的な検討を行った。委員の各所への働きかけや、女性委員の応募を促すチラシを配布した。 ▲現状では、農業委員として活動したいという積極的な姿勢を示す女性が少ないものと思われる。	女性農業者へ、農業委員会活動の理解を深めてもらうための活動を検討する。	農業委員会		

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）
II あらゆる分野で誰もが参画できる持続可能な環境づくり							
3 復興・防災における男女共同参画の促進							
(1) 復興・防災体制及び現場における女性の参画の促進							
			① 福島市防災会議への女性の参画の促進	福島市防災会議への女性委員の参画を進めるため、構成する機関や団体等に対して、女性の参画を促すよう努めます。	○構成員の見直しを図り、委員委嘱時に関係各機関等へ女性委員の推薦を依頼した。 ▲女性委員の割合をさらに増やすように務める。	委員の次期改選に向けて、さらなる女性の参画の促進をするよう関係機関等へ女性委員の推薦を依頼する。	危機管理室
			② 避難所運営における女性への配慮	災害時に開設する指定避難所において、パーティションを設置することで、感染症防止を図るとともに、プライバシー保護に努めます。また、災害時の避難先として旅館・ホテルを活用することで妊産婦等、一定の配慮が必要な避難者の安心・安全を確保します。	○避難生活を安心して過ごせるよう避難所にパーティションの配備を拡充し、プライバシーの保護に努めた。 ○旅館・ホテルを妊産婦の避難先とするなど安心安全の確保を図った。 ○女性を対象に防災ワークショップを開催し、防災における女性の参画や女性視点での避難生活で必要な配慮など意見交換を行った。	避難所にパーティションの配備を拡充し、プライバシーの保護等に配慮した環境整備を進める。妊産婦へのホテル・旅館避難についてさらに広報する。	危機管理室
			③ 消防団への女性の入団促進	積極的に女性が消防団に入団できる環境を整えます。	○基本団員6名減・学生団員11名減 ○大原看護専門学校・桜の聖母短期大学・福島看護専門学校での入団促進活動を実施。 ▲基本団員の入団促進を今後も図る。	引き続き女性団員の入団促進を図る。	消防総務課
			④ 消防団の広報・啓発活動への女性の参画促進	地元分団の枠を越えて本団付き女性消防隊としても活動し、女性のアイデアを活かした広報及び啓発活動ができる環境を整えます。	○女性消防隊での定期ミーティングの実施。 ○小学校での防火・防災教育の実施。 ○住警器設置PR活動の実施。 ▲広報媒体の活用を今後視野に入れ啓発活動を実施する。	様々な広報媒体も活用できるように体制作りを行い、促進活動が円滑に行える環境作りに取り組む。	消防総務課

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）		
Ⅲ 女性活躍の推進	1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	（1）ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発						
			① 事業主に対する働き方改革関連法等の情報提供	関係機関等と連携し、女性活躍推進法や働き方改革関連法等についての情報を提供します。	○福島働き方改革推進支援センターが開催する企業向け相談会を周知した。 ▲より多くの企業へ周知を行うため、方法を検討する。	関係機関等と連携し、女性活躍推進法や働き方改革関連法等についての情報を働く女性応援認証企業や企業説明会参加事業所へ提供する。	男女共同参画センター・産業雇用政策課		
			② 性別役割分担意識の改革のための広報・啓発事業	男女の固定的役割分担意識を是正し、男女平等の理念の浸透を図り、家庭における男女共同参画を促進するための資料や情報紙などを作成し配布します。	○情報紙「さんかくBook」をWebマガジン「ふくしまさんかく通信」としてリニューアルし、デジタルを中心に男女共同参画に関する情報を発信した。 ・ふくしまさんかく通信：第1～6号 ・4コマ漫画：第1～6号	Webマガジン「ふくしまさんかく通信」をホームページや男女共同参画センター公式インスタグラムなどを活用し情報提供を図る。	男女共同参画センター		
			③ 事業主に対する意識啓発	雇用の場における男女平等や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、イクボスの養成及び男性の育児休暇取得を推進するため、事業主等を対象にした広報や講演会を開催します。	○ワーク・ライフ・バランスをテーマとする講座を開催し、企業等へ広報した。	ワーク・ライフ・バランスを踏まえた、女性活躍を推進するための経営者セミナーを開催する。	男女共同参画センター		
			④ 労働条件等実態調査の実施	市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査します。	○子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりへの意識啓発を進めた。 ▲認証企業に関しての認知度があまり高くないため、広報の方法について検討する。また、認証企業のさらなる増加を目指し、インセンティブの充実についても検討する。	引き続き、子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりへの意識啓発を進める。	産業雇用政策課		
			⑤ 働く女性応援企業認証事業	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりを進めます。	○市内624事業所に調査票を送付し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査した。	引き続き、市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査する。	産業雇用政策課		
			⑥ 事業主等に対する啓発活動の推進	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。	○働く女性応援企業認証 認証企業：12社 ○働く女性応援ゴールド企業認証 認証企業：4社 子育て支援や女性の管理職登用などを積極的に実施する中小企業からの申請により認証を行うとともに、さらにより積極的に取り組みを行う企業をゴールド企業として認証し、公表することで他企業への普及促進を図った。	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりを進める。	産業雇用政策課		
			⑦ 職業相談事業の充実【再掲】	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図ります。	○労働条件等実態調査により、就業条件や正規雇用転換制度の活用状況等を把握し、調査結果をふまえて関係機関等と連携し、関係法令等の啓発活動を実施した。	引き続き関係機関と連携のうえ、事業主に対し必要な情報を提供する。	産業雇用政策課		
			⑧ 家族経営協定締結の推進【再掲】	農作業分担、家事、育児、介護、休日、報酬など、家族の就業条件について協定を結ぶことで、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境を整備します。	○ハローワークや関係機関と連携し、市主催事業に出張相談コーナーを設けて事業の充実を図った。 ○勤労者福祉施設等には、随時情報を提供して事業の周知を図った。	引き続き、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等には情報提供をして事業の周知を図る。	産業雇用政策課		
⑨ 家族経営協定締結の推進【再掲】	令和4年度締結の7協定に、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境整備との内容が含まれていた。	○令和4年度締結の7協定に、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境整備との内容が含まれていた。	関係機関と連携を図り、農業者への情報提供・締結候補者のリストアップを行うことで、家族経営協定締結を推進する。	農業企画課					

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）	
Ⅲ 女性活躍の推進	1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 （2）家庭生活における男女共同参画の促進	① 福島市特定事業主行動計画の推進	母性保護、育児休業、休暇などの各種制度についての周知を図ります。	○福島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び特別休暇（育児参加のための休暇）の改正について周知するなど、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めた。	各種制度について周知し、育児休業、休暇などの取得を促す。	人事課	
				男性職員の育児休業の取得促進を図ります。	○子育てフレフレプログラムとして、職員が男女を問わず働きながら安心して子供を産み育てることができる職場環境を目指すとともに、毎月19日を「育児（自）エールデー」とし家庭生活参画を応援する取り組みを行った。 ○男性の育児休業取得者の感想等をまとめ、男性職員の育児休業取得への啓発を行った。	・男性職員の育児休業の取得促進のため、事業の継続と併せ、制度の周知と取得しやすい職場環境となるよう所属長へ周知する。 ・新規採用職員研修において、実際に育児休業を取得した男性職員による体験談を聞く時間を設ける。	人事課	
				② 性別役割分担意識の改革のための広報・啓発事業【再掲】	男女の固定的役割分担意識を是正し、男女平等の理念の浸透を図り、家庭における男女共同参画を促進するための資料や情報紙などを作成し配布します。	○情報紙「さんかくBook」をWebマガジン「ふくしまさんかく通信」としてリニューアルし、デジタルを中心に男女共同参画に関する情報を発信した。 ・ふくしまさんかく通信：第1～6号 ・4コマ漫画：第1～6号	Webマガジン「ふくしまさんかく通信」をホームページや男女共同参画センター公式インスタグラムなどを活用し情報提供を図る。	男女共同参画センター
				③ ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	○ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のいない児童に対し、医療費の一部負担金及び入院時食事療養費を助成し、ひとり親家庭等の健康保持と福祉の増進を図った。 延べ助成件数 11,802件 助成額 32,884千円 ▲ホームページや市政だより等により制度の周知を図るとともに、市民課総合窓口や各支所・出張所、こども政策課等関係機関との連携を強化すること。	ひとり親家庭に対し、医療費の助成を行うことにより、健康保持と福祉の増進を図る。この制度について、ホームページや市政だより等の周知及び関係機関等との連携を強化する。	共生社会推進課
				ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。	○下記内容で支給を行った。 対象：①児童を監護する母 ②児童を監護し生計を同じくする父 ③父母に代わって児童を養育する人 受給者数：1,719人（R5.3.31現在） 定例払：3月・5月・7月・9月・11月・1月の年6回、各月の11日に支給月の前月分までの月（2か月分）の支給 ○法令に則り支給することで、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進が図られた。	ひとり親家庭等に対し児童扶養手当を支給し、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図る。	こども政策課	
				ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付を実施し、経済的自立や児童の福祉の増進を図ります。	○ひとり親家庭の子の進学に伴う入学金や授業料など多額の経費支出に対し、貸付申請を受理し、下記のとおり貸付を決定した。 ・新規母子福祉資金貸付件数…修学資金2件、就学支度資金5件 ・新規転宅資金貸付件数…1件	ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付を実施し、経済的自立や児童の福祉の増進を図る。	こども家庭課	
				ひとり親家庭等に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施します。	○自立支援教育訓練給付金（令和4年度 3件） ひとり親家庭の母等の資格取得のための講座受講費用の給付を実施した。 ○高等職業訓練促進給付金（令和4年度 10件） ひとり親家庭の母等の資格取得のための養成機関に修業している間の生活の安定のために給付を実施した。	ひとり親家庭等に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施する。	こども家庭課	

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）
Ⅲ 女性活躍の推進							
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進							
(2) 家庭生活における男女共同参画の促進							
			③ ひとり親家庭支援事業	支援が必要な母子家庭に対し、将来自立した生活を行う一助とするため、母子生活支援施設の入所を実施します。	○令和4年度 新規入所 4世帯8名 ○令和4年度 自立支援計画進捗状況管理面談 5回 母子家庭の抱える問題点を明確化し、目標を達成するために支援計画を作成し、将来母子での自立した生活を行うため、家計改善、母子関係の構築、生活相談・健康相談全般の助言を行った。	支援が必要な母子家庭に対し、将来自立した生活を行う一助とするため、母子生活支援施設の入所を実施する。	こども家庭課
			④ 求職活動支援窓口を生活福祉課に常設	児童扶養手当を受給している方や生活に困窮する方を対象として福祉事務所とハローワークが一緒に求職活動を支援します。	○ハローワーク窓口職員と就労支援員との連携により、相談者の状況に合わせた、きめ細やかな対応を行った。	ハローワーク窓口職員と就労支援員との連携により、相談者の状況に合わせた、きめ細やかな対応を行う。	生活福祉課
			⑤ 子育て応援広場の開催	乳幼児と保護者を対象にした遊びを開催することにより、父親の育児参加へつなげます。	○子育て応援広場 「ハッピーダンス（年3回開催）」 参加人数：33組84人 「親子ふれあい・からだあそび（年2回開催）」 参加人数：30組73人 ▲市民のニーズが高いので、今後も継続して事業を実施する。 ▲父親も参加しやすいように、土曜日または日曜日の開催とする。	土曜日または日曜日に乳幼児と保護者を対象にした遊びを開催することにより、父親の育児参加へつなげる。	こども政策課
			⑥ 家庭教育学級、講座等の開催	男性の家庭生活への参画支援のため、家庭教育学級、講座等に男性の参加を呼びかけます。	○21学級・15講座 学級等数（親子）：714人 延べ：279回・4,696人（講座も含む） （内 男性参加講座等：4講座 男性参加者数：22人） ・各学習センターにおいて特色ある学級・講座を開設した。男性の参加を促すため開催日時を土日又は夜間等に開催し参加しやすい講座を設定した。令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、開催の見合わせも多く、開催回数・参加人数が減少した。 ▲父親参加型の講座についての取り組み事例がなかなか増えない。 ・平日の参加が難しい状況をクリアしなければならない。 ・周知のためにSNSを活用する必要がある。	<父親参加型講座の企画> ・パパと子どもの料理教室（土日開催） ・親子参加型新規事業（親子で一緒に食べ物づくり）の開催 ・開催日の工夫（2～4歳児対象事業は土日開催）	生涯学習課
(3) 仕事と子育て及び介護等の両立支援							
			① 地域包括支援センター機能の充実	高齢者や家族等（原発事故による広域避難高齢者や家族を含む）の相談に応じ、保健、医療、福祉サービスが総合的かつ適切に受けられるよう、地域包括支援センターの相談等機能の充実を図ります。	○相談人数：実人数 9,032人（延べ人数 48,604人）	機能を適切に発揮していくため、評価指標を用いて事業種別ごとに取り組み状況等を確認する。また、個別支援を継続的に機能向上を図る。	長寿福祉課
			② 介護保険制度の広報・啓発	介護保険制度の説明会を開催、啓発資料・パンフレットを配布します。	○出前講座を下記のとおり実施した。 回数：3回 参加人数：66人 ○「健やかライフ」6,840部を作成した。 ○「すこやか介護保険」12,500部を作成した。	出前講座などの説明会を開催したり、パンフレットを作成配布し、介護保険制度の周知を図る。 「健やかライフ」5,600部を作成予定。 「すこやか介護保険」11,000部を作成予定。	長寿福祉課・ 介護保険課
			③ 介護サービス相談員の派遣	介護サービス事業において利用者への相談を実施し、介護サービス等の質的向上を図ります。	○コロナ禍により、施設訪問はできなかったが、ZOOMによるオンラインでの聞き取りを行った。 19施設（63施設中）	施設にアンケートを実施し、その中で訪問可能であればその施設へ訪問、利用者や職員への聞き取り活動を行う予定。	介護保険課

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）
Ⅲ 女性 活躍の推進	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(3) 仕事と子育て及び介護等の両立支援	④ 介護保険施設等の整備促進	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備を図ります。	○介護保険施設を整備する事業者を公募にて決定した。（認知症高齢者グループホーム2施設（36床）） ▲公募にて応募のなかった特別養護老人ホーム1施設（80床）と有料老人ホーム（160床以内）について、次期計画にて整備するか検討。	令和4年度の公募にて選定した認知症高齢者グループホーム2施設（36床）の整備をR6.3.31までに完了予定。	介護保険課
			⑤ 子育て講演会の開催	講演会等を開催し、子育て支援に関わる職員と市民の育児に関する意識啓発を図ります。	○子育て講演会 令和4年9月25日（日） 講師：教育評論家 尾木直樹 氏 演題：「今、育てたい子どものこころ」 参加人数：228名 ▲今後も子育てをする保護者や子育て支援者をはじめ、多くの市民に対し、子育ての不安や負担感を軽減し、心豊かな子育ての参考となる講演会を開催する。	子育てをする保護者や子育て支援者をはじめ、多くの市民に対し、子育ての不安や負担感を軽減し、心豊かな子育ての参考となる講演会を開催し、育児に関する意識啓発を図る。	こども政策課
			⑥ 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを実施します。	○放課後児童健全育成事業 クラブ数：94クラブ 利用児童：3,419人 ○放課後の子どもの安全な居場所を確保するため、各地域の需要に応じて放課後児童クラブを整備し、男女が共に仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進した。	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを実施する。	こども政策課
			⑦ 児童センター事業	0歳から18歳未満の子どもたちのための施設で自由に来館して遊ぶことができるほか、幼児クラブや放課後児童クラブなどを実施します。	○児童センター数：5児童センター 利用人数：43,985人 ○健全な遊びを通して子どもの心身を育成し、情緒を豊かに成長するよう努めた。	健全な遊びを通して、子どもの心身の健康と体力の増進を図るとともに、幼児クラブや放課後児童クラブなどを実施する。	こども政策課
			⑧ 地域子育て支援体制の整備	育児の援助について、受けたい者と、行いたい者とを会員として組織するファミリーサポート事業を実施します。	○地域子育て支援体制の整備 会員数（令和5年3月31日） 1,646名 活動件数 2,358件 病児・緊急対応強化事業活動件数 799件 ▲今後は子育てアプリやチラシ配布などでの広報活動を行い、まかせて会員の不足解消に努める。	育児の援助について、受けたい者と、行いたい者とを会員として組織するファミリーサポート事業を実施する。	こども政策課
			⑨ 子育て短期支援事業	保護者の疾病・出産等により、一時的に子どもの養育が困難となった場合における支援事業（子どものショートステイ）を実施します。	○子育て短期支援事業 利用人数11人 利用回数21回 利用日数48日 ○一時的な保護者不在や、レスパイトなど保護者からの申請に基づき実施した。	保護者の疾病・出産等により、一時的に子どもの養育が困難となった場合における支援事業（子どものショートステイ）を実施する。	こども家庭課
			⑩ 子育て世代包括支援センター事業（R5～：こども家庭センター事業）	安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、関係機関等との連携を図りながら切れ目なく支援します。 ・妊娠届出時面接相談 ・妊産婦訪問等による相談支援 ・産後ケア事業 ・産前産後サポート事業	○子育て世代包括支援センター 「子育て相談センター・えがお」実績 ・相談支援件数：14,023件 （妊娠届出時面接相談件数：1,464件） ・関係機関との連絡調整件数：9,593件 ・産後ケア事業 利用人数：60人 利用日数：157日 ・ホームスタート事業 訪問家庭数：30件 訪問回数：154回	安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、関係機関等との連携を図りながら切れ目なく支援する。 ・妊娠届出時面接相談 ・妊産婦訪問等による相談支援 ・産後ケア事業 ・ホームスタート事業	こども家庭課
			⑪ こども発達相談	発達育に心配のある子どもとその保護者を対象に専門職が相談・療育指導を行い、必要時に適切な治療や療育等に繋ぐ支援を実施します。	○こども発達相談会、電話や家庭訪問等、保育所等関係機関連絡などにより、早期からの相談対応・継続支援を実施した。	こども発達相談会等を継続し、就学までの丁寧な支援を行う。	こども家庭課
			⑫ 特別保育等の充実	家庭形態、保護者の就労状況等が変化する中、子育て家庭の保育ニーズも多様化しており、また、緊急の保育ニーズにも対応できる特別保育を充実するため、病児・病後児保育、休日保育等の拡充や延長・一時預かり保育等の推進を図ります。	○認可外保育施設等の利用者が、一定の条件のもと、休日保育を利用した際の利用料に対して補助金を交付した。 ○市のホームページにおいて「病児・病後児保育」や「休日保育・休日等の一時預かり」を実施する施設を周知した。	子育て家庭の保育ニーズに応じて、仕事と子育てが両立でき、安心して子育てが行えるよう、国の制度を活用しながら体制整備に努める。	幼稚園・保育課

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）
Ⅲ 女性活躍の推進							
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進							
(3) 仕事と子育て及び介護等の両立支援							
		⑬	保護者負担の軽減	幼児教育・保育の無償化により3歳から5歳の子どもの保護者負担を軽減し、さらに、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、認可保育施設や放課後児童クラブ等の利用者負担額を軽減します。	○放課後児童クラブを利用する多子世帯に対し利用料助成を実施し、利用者の負担軽減を図った。 ○令和元年10月より、幼児教育・保育無償化により3～5歳児等の家庭の負担軽減を図っている。 ○従来から実施している市独自の保育料軽減に加え、令和2年度からは多子世帯に対する本市独自の保育料軽減を実施している。	多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブを利用する多子世帯に対し利用料助成を実施する。 多子世帯に対する本市独自の保育料軽減措置について、令和5年4月から所得制限及び年齢基準を撤廃し、全ての世帯において認可保育施設の保育料を第2子半額、第3子以降無料とする。	こども政策課・幼稚園・保育課
		⑭	保育士等確保対策の強化	市民の保育ニーズに応える体制を整備するため、保育士等に対する多様な支援を強化し、保育士の確保に取り組みます。	○保育士等奨学資金貸付けや保育士宿舍借上げなどによる保育士の確保に努めた結果、令和4年4月までの4年間で認可保育施設の保育士が444人増加した。また、オンラインによる就職セミナーや保育士養成校と連携したセミナーを実施してさらなる確保に努めた。 ▲4月1日現在の待機児童数は令和3年・4年の2カ年連続で0となったものの、入所保留児童は一定程度存在している。	潜在保育士や新卒保育士の就労支援、保育士の職場環境や処遇改善などにより、引き続き保育士の確保に努める。	幼稚園・保育課
2 雇用の場における男女共同参画の推進							
(1) 雇用環境の整備と働き方の見直し							
		①	事業主に対する働き方改革関連法等の情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、女性活躍推進法や働き方改革関連法等についての情報を提供します。	○福島働き方改革推進支援センターが開催する企業向け相談会を周知した。 ▲より多くの企業へ周知を行うため、方法を検討する。	関係機関等と連携し、女性活躍推進法や働き方改革関連法等についての情報を働く女性応援認証企業や企業説明会参加事業所へ提供する。	男女共同参画センター・産業雇用政策課
		②	事業主に対する意識啓発【再掲】	雇用の場における男女平等や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、イクボスの養成及び男性の育児休暇取得を推進するため、事業主等を対象にした広報や講演会を開催します。	○ワーク・ライフ・バランスをテーマとする講座を開催し、企業等へ広報した。	ワーク・ライフ・バランスを踏まえた、女性活躍を推進するための経営者セミナーを開催する。	男女共同参画センター
		③	労働条件等実態調査の実施【再掲】	市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査します。	○子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりへの意識啓発を進めた。 ▲認証企業についての認知度があまり高くないため、広報の方法について検討を行う。また、認証企業のさらなる増加を目指し、インセンティブの充実についても検討する。	引き続き、子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりへの意識啓発を進める。	産業雇用政策課
		④	働く女性応援企業認証事業【再掲】	市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査する。	○市内624事業所に調査票を送付し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査した。	引き続き、市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査する。	産業雇用政策課
		⑤	働く女性応援企業認証事業【再掲】	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりを進めます。	○働く女性応援企業認証 認証企業：12社 ○働く女性応援ゴールド企業認証 認証企業：4社 子育て支援や女性の管理職登用などを積極的に実施する中小企業からの申請により認証を行うとともに、さらにより積極的に取り組みを行う企業をゴールド企業として認証し、公表することで他企業への普及促進を図った。	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりを進める。	産業雇用政策課
		⑥	求人及び能力開発訓練制度等の情報提供【再掲】	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	○ハローワークより提供される求人情報を窓口を設置し、来庁者に情報を提供した。 ○えふWORKに訓練制度のパナーを設置し、周知に努めた。	引き続き、求人情報の提供・訓練制度の周知に努める。	産業雇用政策課

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本目標	施策の方向性	基本的施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）	
Ⅲ 女性活躍の推進	2 雇用の場における男女共同参画の推進		(1) 雇用環境の整備と働き方の見直し					
			⑥ 事業主等に対する啓発活動の推進【再掲】	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。	○労働条件等実態調査により、就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、調査結果をふまえて関係機関等と連携し、関係法令等の啓発活動を実施した。	引き続き関係機関と連携のうえ、事業主に対し必要な情報を提供する。	産業雇用政策課	
			⑦ 職業相談事業の充実【再掲】	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図ります。	○ハローワークや関係機関と連携し、市主催事業に出張相談コーナーを設けて事業の充実を図った。 ○勤労者福祉施設等には、随時情報を提供して事業の周知を図った。	引き続き、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等には情報提供をして事業の周知を図る。	産業雇用政策課	
			⑧ 起業に関する情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供します。	○関係機関等と連携し商工会議所等が主催する創業スクール開催情報等を市ホームページ等で発信した。	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供する。	商工業振興課	
			⑨ 女性創業者に対する支援【再掲】	創業融資を受けた際の利子2年間全額補助します。	○女性の創業者を支援するため、創業融資に対する利子を全額補助し、創業にかかる経済的負担の軽減を図った。前年度から5件増の19件の補助を実施した。	創業融資を受けた際の利子2年間分を全額補助する。	商工業振興課	
			(2) 多様な働き方への支援					
			① 女性起業の促進【再掲】	女性が起業するきっかけづくりとなる講座や情報提供などを行います。	○「ふくしま起業女子応援事業」として、知識習得のための講座、先輩女性起業家と交流するカフェや講座を開催した。 ・対象：市民 開催：6回 参加者：46名	支援内容を充実させ、起業実現に向けて継続的に支援する。	男女共同参画センター	
			② 多様で柔軟な働き方への意識啓発	多様で柔軟な働き方を進める企業の先進的な取組を紹介し。	○講座等を開催し、先進的な取組を行う企業に参加いただき、取組を紹介した。	多様で柔軟な働き方を進める企業による取組み紹介により、働きやすい職場づくりを推進する。	男女共同参画センター	
				各企業の取組を共有し、女性がさらに活躍するために必要と思われる仕組みや制度について提案する講座を開催します。	○みんなの働き方会議を開催し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、個人の意識向上及び企業の課題発見や解決、働きやすい・自分らしい生活を営む職場づくりについて考える機会を提供した。 ・対象：お勤めの方 開催：4回 参加者：14名（10社）	ダイバーシティの考え方をトップの意思決定に反映させるため、経営向けのセミナーを開催する。	男女共同参画センター	
			③ 事業主等に対する啓発活動の推進【再掲】	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。	○労働条件等実態調査により、就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、調査結果をふまえて関係機関等と連携し、関係法令等の啓発活動を実施した。	引き続き関係機関と連携のうえ、事業主に対し必要な情報を提供する。	産業雇用政策課	
			④ 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供【再掲】	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	○ハローワークより提供される求人情報を窓口を設置し、来庁者に情報を提供した。 ○えふWORKに訓練制度のパナーを設置し、周知に努めた。	引き続き、求人情報の提供・訓練制度の周知に努める。	産業雇用政策課	
			⑤ 起業に関する情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供します。	○関係機関等と連携し商工会議所等が主催する創業スクール開催情報等を市ホームページ等で発信した。	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供する。	商工業振興課	

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）		
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	1 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	(1)	DVやハラスメント等の防止に向けた意識啓発						
			① DVやハラスメント等の調査の実施及び結果の公表	DVやハラスメント等の実態調査を行い、結果を公表します。	令和3年度に実施した男女共同参画に関するLINEアンケート調査の結果を市ホームページ上に掲載した。	引き続き、DVやハラスメント等の実態について、市民アンケート調査を実施し、その結果を市ホームページ上に掲載する。	男女共同参画センター		
			② DVやハラスメント等に関する情報提供	DVやハラスメント等は人権を侵害する行為であることの認識を深めるとともに、防止のための情報を提供します。	○男女共同参画センター内の情報コーナーへ関係資料の掲示・配置、男女共同参画センター公式インスタグラムへ関連情報を発信したほか、人権擁護委員や相談窓口について市政だよりやホームページを通じて広報・周知した。	男女共同参画センター内の情報コーナーへ関係資料の掲示・配置、男女共同参画センター公式インスタグラムへ関連情報を発信するほか、人権擁護委員や相談窓口について市政だよりやホームページを通じて広報・周知を図る。	男女共同参画センター		
			③ 「人権と平和展」の開催	あらゆる暴力などの人権侵害の根絶と人権思想の普及、平和の大切さの再認識を目指します。	○「ふくしまヒューマンフェスティバル2022 人権と平和展」を開催した。 ・対象：市民 開催：1回（7/22～26） 参加者：1,200名	人権の持つ意味と平和の尊さについて啓発を図るため、開催内容について見直しを行いながら、引き続き「人権と平和展」を開催する。	男女共同参画センター		
			④ 人権の花運動	小学生に対して花苗等の贈呈を行い、お互いに協力して花を育てることで思いやりの心や人権尊重についての理解を深めます。	○福島人権擁護委員協議会と連携し、清明小学校（他11校）において「人権の花運動」を開催した。人権擁護委員が配布した花の苗を子どもたちが協力し合って育てることを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重思想を育むことに寄与した。	福島第三小学校ほか11校において人権の花運動の開催を予定しており、引き続き人権尊重思想の普及に努める。	男女共同参画センター		
			⑤ 障がい者虐待防止推進事業	障害者虐待防止センター事業の積極的な推進を図るとともに、虐待防止に向けた広報活動のほか、地域住民及び地域団体、学校・医療機関・警察などの関係機関との連携を図ります。	○虐待防止啓発パンフレットを作成し障害福祉サービス提供事業所への配布や、障がい者団体への説明会において虐待防止の案内をしたことにより、虐待通報、相談に結びついた。また、障害者虐待防止センターを中心に関係機関との連携を図った。	虐待防止啓発パンフレットを作成し障害福祉サービス提供事業所への配布や、障がい者団体への説明会において虐待防止の案内を行うことで、虐待通報、相談に結びつける。また、障害者虐待防止センターを中心に関係機関との連携を図る。	障がい福祉課		
			⑥ 高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止を推進するため、地域包括支援センターをはじめ住民組織、警察などの関係機関との連携を強化します。	○虐待通報受理件数 60件 ○被虐待者の性別 男性：17人、女性：43人 ○高齢者虐待防止連絡会議 令和5年3月書面開催 ○地域包括支援センター等対象高齢者虐待対応研修開催数 3回	高齢者虐待防止連絡会議、高齢者虐待対応検討会、研修会等を開催し関係機関との連携を強化する。	長寿福祉課		
			⑦ 児童虐待防止推進事業	虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会を通して、学校・医療機関・警察等の関係機関との連携を図るほか、講演会の実施、パンフレットの配布など虐待防止に向けた啓発活動を実施します。	○児童虐待防止推進講演会「ペアレントトレーニングから学ぶ、ほめる子育て」（参加者58人 託児7人） ○児童虐待対応力強化研修（Zoomアカウント39団体） ○啓発 厚労省作成虐待防止啓発物（A3ポスター、リーフレット、パンフレット）を市内幼稚園、保育所、児童センター、子育て支援センター、学習センター、支所へ配布。相談窓口カード（21,000部）を市内小中学校へ配布。 ▲市民や支援者に対し、講演会や啓発物品を配布することで児童虐待防止について知識の普及、早期発見、早期対応に努める。	児童虐待防止について知識の普及を図る。 ○児童虐待防止推進講演会 ○児童虐待対応力強化研修 ○啓発 ・虐待防止パンフレット ・相談窓口カード	こども家庭課		

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり							
1 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶							
(2) 相談・支援体制の充実							
			① 人権相談及び広報活動	市民の人権を擁護し、人権思想の普及を図るため相談所の開設や広報を行います。	○特設人権相談所を3回（6,7,12月）開設し、市政だよりを利用して人権相談の周知を図った。	市民の人権を擁護し、人権思想の普及を図るため、引き続き特設人権相談所を開設し、市政だより等を活用し広報する。	男女共同参画センター
			② 女性相談事業	女性相談員を配置し配偶者からの暴力、夫婦関係などの相談に応じ、福祉の増進に努め、関係機関と連携し、自立が図られるよう必要な指導を行うとともに健全な生活を支援します。	○離婚について基本的な手続きを助言し、必要に応じて関係機関を紹介。配偶者からの暴力を受けた相談者に対しては、女性のための相談支援センターや警察などと連携し、一時保護手続きや自立を支援した。子の心理的虐待の観点から、子ども担当ケースワーカーや保健師と連携し、支援した。 相談件数（延べ） 916件	女性相談の知識の向上を図るため、各種研修会に参加するとともに、引き続き離婚、配偶者からの暴力等の相談に応じ、関係機関との連携を深め、女性の自立を支援する。	男女共同参画センター・ こども家庭課
			③ 子ども家庭総合支援拠点事業（R5～：こども家庭センター事業）	子ども家庭総合支援拠点において受付けた相談を福祉・保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら問題解決が図られるよう支援します。	○子ども家庭総合支援拠点において、子育てや家庭の問題、虐待等の様々な悩みや不安について専門職を配置し、関係機関と連携しながら相談、支援を行った。 相談受付件数 1,149件	こども家庭センターにおいて受付けた相談を福祉・保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら問題解決が図られるよう支援する。	こども家庭課
			④ 障がい児・者相談支援事業	ふくしま基幹相談支援センターによる総合相談及び相談支援事業所による障がい種別に対応した相談・支援の実施による福祉サービスの利用に向けた援助などを行います。	○基幹相談支援センターは、現在2市3町で委託の形態をとっており、2市3町職員と受託者で、年2回連絡会議を開催、情報共有し調整を図った。また、相談支援事業所に対する専門的な指導、助言連絡調整等を行い、相談支援事業所の質の向上に努めた。 ○指定特定相談支援事業所 〈令和3年度23カ所、令和4年度26カ所〉	ふくしま基幹相談支援センターによる総合相談及び相談支援事業所による障がい種別に対応した相談・支援の実施による福祉サービスの利用に向けた援助などを行う。	障がい福祉課
			⑤ 高齢者窓口相談支援事業	高齢者や家族等の相談に応じるため、地域包括支援センター等の相談機能を充実します。	○相談人数：実人数 9,032人（延べ人数 48,604人）	機能を適切に発揮していくため、評価指標を用いて事業種別ごとに取り組み状況等を確認する。また、個別支援を継続的にを行い機能向上を図る。	長寿福祉課
			⑥ DV被害者の市営住宅への入居緩和	DV被害者の自立を支援するため、市営住宅入居時の緩和措置を実施します。	○DV被害者の自立を支援するため、市営住宅入居時の緩和措置を実施した。 令和4年度実績：1件	DV被害者の自立を支援するため、市営住宅入居時の緩和措置を実施する。	住宅政策課
2 生涯にわたる健康支援							
(1) 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援							
			① 高齢者介護予防事業	高齢者の自己健康管理能力を高め健康長寿を支援するため、介護予防事業を実施します。	○いきいきもりん体操 団体数170 団体、参加人数 2,978人	地域包括支援センターと連携し、いきいきもりん体操体験講座等の充実や、フレイル予防の啓発を推進する。	長寿福祉課
			② 放射線健康管理事業	市民の放射線による健康影響の不安の軽減を図ります。 ・放射線と市民の健康講座 ・外部被ばく検査 ・内部被ばく検査 ・検査結果に基づく個別相談	○放射線と市民の健康講座／367人 ○外部被ばく検査／1,139人 ○内部被ばく検査／9,015人 ○検査結果に基づく個別相談／0人 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一部開催中止となった事業もあった。	内部・外部検査の受検者は減少傾向にあるが、健康不安は一部の市民に根強く残っていることから継続して事業を進める。 また、ガラスバッジによる外部被ばく検査の申込受付を「福島市オンライン申請」で開始し、市民より申込を受け付ける。	保健総務課

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	2 生涯にわたる健康支援	(1) 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援	③ 成人保健事業	各種健康診査及び事後指導を実施します。 ・各種がん検診・成人歯科検診 ・骨粗鬆症検診・結核検診 ・国保特定健診・後期高齢者健診 ・国保特定保健指導・各種検診事後フォロー（訪問・電話）	○各種がん検診 胃がん 受診率 27.3% 大腸がん // 32.4% 肺がん // 36.0% 前立腺がん // 19.6% 子宮頸がん // 24.8% 乳がん // 27.1% ○骨粗鬆症検診 // 16.5% ○歯周病検診 // 206名 ○保険者検診 ・国保特定健診 // 42.5% ※速報値 ・後期高齢者健診 // 32.4% *健診の受診勧奨及び精密検査受診勧奨 *各種検診事後フォロー等（精密検査受診勧奨通知の郵送、電話での受診勧奨）	各種健康診査及び事後指導を実施する。 ・各種がん検診・成人歯科検診 ・骨粗鬆症検診・結核検診 ・国保特定健診・後期高齢者健診 ・国保特定保健指導・各種検診事後フォロー（訪問・電話）	保健予防課
			④ 健都ふくしま創造事業	健康で安心して暮らせる感染症にも強いまち「健都ふくしま」の実現をめざし、3本柱「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」「地域の健康づくり」「職場の健康づくり」に取り組みます。 ・健都ふくしま創造市民会議 ・各種推進委員会 ・ふくしまし健康づくりプランに基づく生涯にわたる健康づくりや市民一人ひとりが自ら新型コロナウイルスなどの感染予防に取り組むための正しい知識の普及啓発のための各種健康教育（出前講座）、個別健康・栄養相談事業など	○健都ふくしま創造市民会議 構成団体以外に初めて市民の参加も募り実施。114名参加。 ○福島市健康づくり推進協議会 委員20名 委員会2回（内1回は書面開催）実施 ○福島市食育推進委員会 委員14名 委員会2回、委員研修会1回（ZOOM）実施 ○福島市歯と口腔の健康づくり推進委員会 委員13名 委員会2回実施 ○福島市受動喫煙防止対策推進委員会 委員15名 委員会2回実施 ○地域の健康づくり（推進会議等）実施 31回 延193人。地域において、少しずつ住民の主体的な取組が復活してきた。 ○職場の健康づくり推進委員会 委員15名 委員会1回 実施 ○新型コロナウイルス感染症予防等や各種健康教育（出前講座等）の実施 256回 延5,431人 生活習慣病予防や感染予防などの正しい知識の普及啓発を行った。 ○適しお（適切な量の塩分でおいしく食べる＝減塩）の推進 適しおサポーター登録団体 55団体 適しおサポーター実施施設数 90施設 ▲コロナ禍で減少した健康づくり活動の回復と、健康を支援する環境づくりの整備が必要である。	健康で安心して暮らせる感染症にも強いまち「健都ふくしま」の実現をめざし、3本柱「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」「地域の健康づくり」「職場の健康づくり」に取り組む。 ・健都ふくしま創造市民会議 ・各種推進委員会 ・ふくしまし健康づくりプランに基づく生涯にわたる健康づくりや感染症予防に取り組むための正しい知識の普及 啓発のための各種健康教育（出前講座）、個別健康・栄養相談事業など	健康推進課・保健予防課
			⑤ 子育て世代包括支援センター事業【再掲】 （R5～：こども家庭センター事業）	安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、関係機関等との連携を図りながら切れ目なく支援します。 ・妊娠届出時面接相談 ・妊産婦訪問等による相談支援 ・産後ケア事業 ・産前産後サポート事業	○子育て世代包括支援センター 「子育て相談センター・えがお」実績 ・相談支援件数：14,023件 （妊娠届出時面接相談件数：1,464件） ・関係機関との連絡調整件数：9,593件 ・産後ケア事業 利用人数：60人 利用日数：157日 ・ホームスタート事業 訪問家庭数：30件 訪問回数：154回	安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、関係機関等との連携を図りながら切れ目なく支援する。 ・妊娠届出時面接相談 ・妊産婦訪問等による相談支援 ・産後ケア事業 ・ホームスタート事業	こども家庭課

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）		
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	2	生涯にわたる健康支援	(1) 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援	⑥ 母子保健事業	妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図ります。 ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・母子健康相談・教育 ライフサイクルにあわせた女性の健康教育、相談を実施します。 ・生涯を通じた女性の健康支援事業	○こども家庭課母子保健事業実績 ・妊産婦健診受診者数：21,714人 ・乳幼児健診受診者数：6,319人 ・妊婦教室実施状況：24回 564人 ・母子栄養相談・教育事業実施状況：156回 1,235人 ・乳幼児等歯科相談・教育事業実施状況：155回 3,516人 ・思春期等保健事業実施状況：6回 102人	妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図る。 ・妊産婦健康診査（妊娠期15回(多胎20回)・産後2回) ・乳幼児健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳） ・母子健康相談・教育 ライフサイクルにあわせた女性の健康教育、相談を実施する。 ・生涯を通じた女性の健康支援事業	こども家庭課	
					・こんには赤ちゃん事業 概ね4か月までの全ての乳児のいる家庭を保健師、助産師、こんには赤ちゃん応援隊等が訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境の定着を図ります。	○訪問実績：1,494人（実施率98.7%） ○こんには赤ちゃん応援隊の育成：第6期生向け全体研修会1回及び地区ごとに方部会を開催。 ○育児しやすい地域づくり：方部民生児童委員長連絡会へ、こんには赤ちゃん応援隊の活動報告	・こんには赤ちゃん応援隊の育成：全体研修会（2回/年）及び方部会を実施予定。 ・医療・保健・地域の三層構造による、切れ目のない支援体制を構築する。子育て世帯が地域の中で安心して子育てができ、子供が健やかに育成できる環境づくりを推進する。	健康推進課	
					① バリアフリーの推進	多文化共生に関する知識や異文化理解の向上を図るため、異文化理解講座や国際交流イベントを開催します。	○ふれあいネットワーク事業 46回 705人 ○多文化共生推進事業 19回 1,431人 ○結・ゆい・フェスタ2022開催 ・来場者：延べ5,000人 ・国際交流団体・外国人コミュニティ 40団体 ・飲食店 16店舗 ・協賛企業 15社 ○多文化共生及び共生社会推進のシンボルとして「結アンブレラスカイ」の展示	・多文化共生推進事業 ・多文化共生センターの開設 ・結・ゆい・フェスタ2023開催 ・結アンブレラスカイ展示	定住交流課
						バリアフリーの推進のために、心のバリアフリー講座や、バリアフリー推進パートナーへの参加促進を行います。	○官民一体となったバリアフリー普及促進の取り組みを行った。 ・バリアフリー推進パートナーミーティングの開催（開催日9月30日、参加団体42団体 参加者 61名） ・「心のバリアフリー」推進キャッチフレーズ募集、設定 （応募対象：市内の小学4年生から中学3年生、応募総数117件） ・「心のバリアフリー」推進隊の結成（福島学院大学、桜の聖母短期大学の学生により結成し、イベントやパートナー訪問などにより普及促進活動を実施） ・「心のバリアフリー」出前講座の開催（申込団体26団体、受講者1,263名） ・バリアフリー推進パートナー加入促進の取り組み（令和4年3月末現在 297団体） ・「心のバリアフリー」啓発広報紙「ここフリ」の発行（令和5年1月から隔月発行、推進パートナーへ送付） ▲「心のバリアフリー」について、どのように市民の意識に働きかけていくかなど今後の推進方法について検討する必要がある。	「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現のため、官民一体となったハード・ソフト両面での取り組みを進める。	共生社会推進課
3	多様性尊重の推進	(1) 人権尊重の視点に立った多様性理解のための意識啓発	① バリアフリーの推進						

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり							
3 多様性尊重の推進							
(1) 人権尊重の視点に立った多様性理解のための意識啓発							
		① バリアフリーの推進	市民に聴覚障がい者及び手話に対する理解や手話の普及促進を図るとともに、ヘルプマークの普及啓発等を通じて心のバリアフリーを育みます。 ・手話通訳者の配置、派遣 ・手話出前講座の実施 ・ヘルプマークの普及	○手話に対する理解や普及促進を図るとともにヘルプマークの普及啓発を行った。 ・手話通訳者派遣 派遣回数：692回 ・手話出前講座 開催数：14回 参加者数：363人 ・ヘルプマーク普及啓発 配布数：677個 ▲コロナ禍においても、より多くの方への普及を図るため、より効果的な方法について検討する。	より多くの方に対して、手話の普及促進やヘルプマークの普及啓発を行うために、事業のさらなる周知を行う。	障がい福祉課	
			ユニバーサルデザインを取り入れた道路や施設のバリアフリー化に努め、安全で安心して利用できる身近な生活環境づくりを推進します。 ・高齢者住宅改修助成事業 ・点字ブロック整備	○令和4年度実績数 9件 1,319,000円	高齢者の自宅における転倒を防止し、自立した在宅生活の継続を図る。	長寿福祉課・道路保全課	
			バリアフリーのまちづくりの基本的な方針を定めるバリアフリーマスタープランを策定し、官民が一体となって「誰にでもやさしいまち ぐくしま」の実現を目指します。	○関係各機関等の特定事業をまとめたバリアフリー基本構想を策定した。 ▲より多くの方へ基本構想の内容を広報・周知を行うことが課題と考える。	・令和4年度に策定したバリアフリー基本構想の特定事業において、特定事業計画書を作成する。 ・交通政策課のその他の特定事業である、公共サインガイドラインを作成する。	共生社会推進課・交通政策課	
(2) 性の多様性に関する理解促進							
		① 性の多様性を尊重する行政サービスの実施	各種申請書等の性別欄を見直します。	○国や他自治体の性別欄見直しの動きについて、情報の収集に努めた。	引き続き、国・他自治体の動向を確認し、他課との連携を図りながら、各種申請書等の性別欄のあり方について検討する。	総務課・男女共同参画センター	
			市職員への研修を実施します。	○令和4年度採用職員向け研修（10月）を実施した。 科目：性の多様性について考える 講師：市男女共同参画センター職員 ○市主催「人権と平和展」において開催した多様な性をテーマとする講演会へ職員の参加を呼びかけた。	市職員が性の多様性について正しい理解のもと、適切な対応ができるよう、令和4年度同様に研修を企画し、実施する。	人事課・男女共同参画センター	
		② 性の多様性についての理解を深めるための啓発活動の実施	理解を深めるためのセミナーや講座を開催します。	○人権と平和展講演会「LGBTQ～多様な性について考える～」を開催した。 ・対象：市民 開催：1回 参加者：46名 ○市内7つの中学校で専門医を講師に迎え、「性教育出前授業」を実施した。	多様な性に対する理解促進のため、引き続き講演会や講座、情報提供を行う。	男女共同参画センター	
			学校等での人権尊重教育（性の多様性を含めた）に努めます。	○令和4年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施要綱の周知徹底を行い、人権尊重のための意識啓発に努めた。 ○「いじめ」「LGBTQ」「ジェンダー平等」などの今日的な課題に関して、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間と関連を図りながら指導内容等について共通理解を図る学校が増えてきた。	引き続き、「LGBTQ」「ジェンダー平等」などの今日的な課題や子どもたちのニーズを含め、全教員が人権尊重の理念を共有して指導できるよう、学校での指導内容等について、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間の学習や生徒指導との関連を図りながら、全教職員が共通理解のもと指導する。	学校教育課	

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）	
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	3 多様性尊重の推進	(3) 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援	① 外国人等への日本語教育の充実	在住外国人や海外にルーツを持つ児童生徒に対して、日本語習得のための支援を行います。	○外国の子どもサポーター派遣事業により、外国にルーツを持つ児童生徒及びその保護者への日本語支援及び学校との間の通訳支援を行うボランティアを派遣した。 ・サポート実績 延べ11名 392時間 ○地域日本語教室活用支援事業により、地域のボランティア日本語教室で使用する教材の購入費用を補助した。 ・交付実績：3教室 計113,310円	・外国の子どもサポーター派遣事業（特別の教育課程を編成し、関係機関による連携強化） ・地域日本語教室活用支援事業	定住交流課	
				② 外国人等へのコミュニティづくり等の支援	在住外国人等のコミュニティづくりやネットワーク化を支援します。	○結・ゆい・フェスタ2022開催 ・来場者：延べ5,000人 ・国際交流団体・外国人コミュニティ 40団体 ・飲食店 16店舗 ・協賛企業 15社 ○福島市国際交流協会 多文化共生推進団体助成事業 ・助成実績：2団体 計60,803円	・結・ゆい・フェスタの開催 ・多文化共生水指針団体助成事業 ・多文化共生センターの開設 ・外国人コミュニティ等関係団体と連携したイベント等の実施	定住交流課
				③ 外国人等への情報の多言語化の推進	行政サービス・生活情報の多言語化を進めます。	○外国人生活相談窓口において、多言語で相談対応するとともに、行政手続きのサポートを行った。 ・相談件数 442件 ○外国人向け生活ガイドブック「KORANSHO GUIDE」や多言語パンフレット等を配布した。また、オンラインによる相談も行った。 ○福島市国際交流協会のFacebook、Instagramでやさしい日本語、英語を使った情報発信を行った。 ・Facebook 80件/閲覧数8,262 ・Instagram 43件（ストーリーズ146件）/閲覧数6,769	・外国人生活相談窓口の実施（定住交流課内のCIRとの連携による多言語対応） ・Facebook、Instagramによる外国人住民向け情報発信	定住交流課
				④ ひとり親家庭支援事業【再掲】	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	○ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のいない児童に対し、医療費の一部負担金及び入院時食事療養費を助成し、ひとり親家庭等の健康保持と福祉の増進を図った。 延べ助成件数 11,802件 助成額 32,884千円 ▲ホームページや市政だより等により制度の周知を図るとともに、市民課総合窓口や各支所・出張所、こども政策課等関係機関との連携を強化すること。	ひとり親家庭に対し、医療費の助成を行うことにより、健康保持と福祉の増進を図る。この制度について、ホームページや市政だより等の周知及び関係機関等との連携を強化する。	共生社会推進課
					ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。	○下記内容で支給を行った。 対象：①児童を監護する母 ②児童を監護し生計を同じくする父 ③父母に代わって児童を養育する人 受給者数：1,719人（R5.3.31現在） 定例払：3月・5月・7月・9月・11月・1月の年6回、各月の11日に支給月の前月分までの月（2か月分）の支給 ○法令に則り支給することで、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進が図られた。	ひとり親家庭等に対し児童扶養手当を支給し、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図る。	こども政策課

## 事業ごとの実績・課題および次年度の取組内容

基本 目標	施策の 方向性	基本的 施策	施策・事業	事業の内容	令和4年度の実績・課題	令和5年度の取組内容	所管課（組織順）
IV 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	3 多様性尊重の推進	(3) 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援	④ ひとり親家庭支援事業【再掲】	ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付を実施し、経済的自立や児童の福祉の増進を図ります。	○ひとり親家庭の子の進学に伴う入学金や授業料など多額の経費支出に対し、貸付申請を受理し、下記のとおり貸付を決定した。 ・新規母子福祉資金貸付件数…修学資金2件、就学支度資金5件 ・新規転宅資金貸付件数…1件	ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付を実施し、経済的自立や児童の福祉の増進を図る。	こども家庭課
				ひとり親家庭等に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施します。	○自立支援教育訓練給付金（令和4年度 3件） ひとり親家庭の母等の資格取得のための講座受講費用の給付を実施した。 ○高等職業訓練促進給付金（令和4年度 10件） ひとり親家庭の母等の資格取得のための養成機関に修業している間の生活の安定のために給付を実施した。	ひとり親家庭等に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施する。	こども家庭課
				支援が必要な母子家庭に対し、将来自立した生活を行う一助とするため、母子生活支援施設の入所を実施します。	○令和4年度 新規入所 4世帯8名 ○令和4年度 自立支援計画進捗状況管理面談 5回 母子家庭の抱える問題点を明確化し、目標を達成するために支援計画を作成し、将来母子での自立した生活を行うため、家計改善、母子関係の構築、生活相談・健康相談全般の助言を行った。	支援が必要な母子家庭に対し、将来自立した生活を行う一助とするため、母子生活支援施設の入所を実施する。	こども家庭課
				病気や失業など様々な理由により生活に困窮する方を対象として、生活相談支援窓口とハローワークが一緒に求職活動を支援します。	○ハローワーク窓口職員と就労支援員との連携により、相談者の状況に合わせた、きめ細やかな対応を行った。	ハローワーク窓口職員と就労支援員との連携により、相談者の状況に合わせた、きめ細やかな対応を行う。	生活福祉課
			⑤ 困難を抱える世帯への求職活動支援	児童扶養手当を受給している方や病気や失業など様々な理由により生活に困窮する方を対象として生活相談支援窓口とハローワークが一緒に求職活動を支援します。	○ハローワーク窓口職員と就労支援員との連携により、相談者の状況に合わせた、きめ細やかな対応を行った。	ハローワーク窓口職員と就労支援員との連携により、相談者の状況に合わせた、きめ細やかな対応を行う。	生活福祉課